

平成23年第3回美幌町議会定例会会議録

平成23年 3月 8日 開会

平成23年 3月18日 閉会

平成23年 3月 9日 第2号

○議事日程

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
(諸般の報告)
- 日程第 2 議案第 20号 北海道町村議会議員公務災害補償等組合理約の変更について
- 日程第 3 議案第 21号 北海道市町村総合事務組合理約の変更について
- 日程第 4 議案第 22号 美幌町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 日程第 5 議案第 23号 美幌町国民健康保険条例の一部を改正する条例制定について
- 日程第 6 議案第 24号 平成23年度美幌町一般会計予算について
- 日程第 7 議案第 25号 平成23年度美幌町国民健康保険特別会計予算について
- 日程第 8 議案第 26号 平成23年度美幌町後期高齢者医療特別会計予算について
- 日程第 9 議案第 27号 平成23年度美幌町介護保険特別会計予算について
- 日程第 10 議案第 28号 平成23年度美幌町公共下水道特別会計予算について
- 日程第 11 議案第 29号 平成23年度美幌町個別排水処理特別会計予算について
- 日程第 12 議案第 30号 平成23年度美幌町水道事業会計予算について
- 日程第 13 議案第 31号 平成23年度美幌町病院事業会計予算について
(予算編成方針)
- 日程第 14 一般質問
- 3番 平野茂夫君
- 10番 杉原重美君
- 8番 坂田美栄子君
- 1番 岡本美代子君
- 7番 大江道男君

○出席議員

- | | |
|--------------|-------------|
| 1番 岡本美代子君 | 2番 横関望吉彦君 |
| 3番 平野茂夫君 | 4番 柏葉久子君 |
| 5番 佐々木里枝子君 | 6番 松浦和浩君 |
| 7番 大江道男君 | 8番 坂田美栄子君 |
| 9番 吉住博幸君 | 10番 杉原重美君 |
| 副議長 11番 大原昇君 | 12番 古舘繁夫君 |
| 13番 橋本博之君 | 議長 14番 小林勲君 |

○欠席議員

なし

○地方自治法第121条の規定による出席説明者

美幌町長 土谷耕治君 教育委員会 山内和裕君
監査委員 本多忠夫君

○地方自治法第121条の規定による出席受任説明者

副町長 染谷良君 総務部長 浅野俊伸君

民生部長	馬場博美君	經濟部長	平野浩司君
建設水道部長	部田貴好君	病院事務長	大江勇司君
會計管理者	鈴木元春君	事務連絡室長	糸屋定春君
総務主幹	高崎利明君	電算主幹	植木恒則君
住民活動主幹	丸山俊夫君	政策財務主幹	平井雄二君
契約財産主幹	村田純一君	税務主幹	大平幸雄君
環境生活主幹	石田勇一君	児童支援主幹	佐藤和恵君
福祉主幹	岩田憲次君	健康推進主幹	佐藤修君
福祉施設主幹	高木恵一君	農政主幹	谷川明弘君
公社主幹	広島学君	耕地林務主幹	伊成博次君
商工観光主幹	戸井田准一君	都市整備主幹	磯野憲二君
施設管理主幹	門別孝志君	住宅建築主幹	渡部敏行君
水道主幹	澤畠雅俊君	病院総務主幹	大村英則君
事務連絡室次長	篠永幸男君	教育長	川崎俊郎君
教育部長	佐藤庄一君	学校教育主幹	藤原豪二君
学校給食主幹	伊原薫君	社会教育主幹	小西守君
文化ホール建設準備主幹	石坂聡君	スポーツ振興主幹	田村圭一君
博物館主幹	小林敬君	農委事務局長	嶋田秀行君
選管事務局長	武田孝司君		
監査委員室長			

○議会事務局出席者

事務局長	高坂登貴雄君	次長	荒井紀光子君
議事係長	小室保男君	庶務係長	松尾まゆみ君

午前10時00分 開議

◎開議宣告

○議長（小林 勲君） おはようございます。

ただいまの出席議員は14名であります。

定足数に達しておりますので、これから平成23年第3回美幌町議会定例会第2日目の会議を開きます。

◎日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（小林 勲君） 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第118条の規定により、9番吉住博幸さん、10番杉原重美さんを指名します。

◎諸般の報告

○議長（小林 勲君） 諸般の報告を行います。

諸般の報告については、事務局長から報告させます。

○事務局長（高坂登貴雄君） 諸般の報告を申し上げます。

本日の会議につきましては、お手元に配付しております議事日程のとおりであります。

朗読については、省略させていただきます。

次に、地方自治法第121条の規定に基づく出席説明員につきましては、第1日目と同様でありますので、御了承願います。

以上で諸般の報告を終わります。

◎日程第2 議案第20号から

日程第13 議案第31号まで

○議長（小林 勲君） 日程第2 議案第20号北海道町村議会議員公務災害補償等組合規約の変更についてから日程第13 議案第31号平成23年度美幌町病院事業会計予算についてまでの12件は、いずれも新年度関係の議案でありますので、この際、一括議題といたします。

これから、平成23年度予算編成方針について、町長の発言を許します。

町長。

○町長（土谷耕治君）〔登壇〕 本日、ここに平成23年度一般会計外、特別会計及び事業会計予算、並びに、これらに関連する議案の御審議をいただく平成23年第3回美幌町議会定例会に当たり、予算編成方針の大綱について御説明を申し上げ、議員各位並びに町民の皆様の御理解と御協力を賜りますようお願い申し上げる次第であります。

さて、御承知のとおり、本年は住民の皆様の審判を受ける統一地方選挙が行われる年であり、本町におきましても町長並びに議会議員の改選が行われることとなっております。したがって、平成23年度は骨格予算とし、特に政策的な予算につきましては、改選後において、新たな町長により企画、立案し、新しく構成されます議会へ提案し、審議決定を願うこととした次第であります。

しかし、骨格予算といいますが、既にその執行が確定しているもの、また、子ども手当など国、道に関連する事業、権限移譲や制度改正に伴う事業、さらには（仮称）文化ホール建設事業や水道未普及地域解消事業などの継続事業に加え、雇用対策費や急を要する事業などについては予算化し、町政の推進に支障を来さないよう配意しながら新年度の予算編成に当たったところであります。

平成23年度国の予算編成では、厳しい財政事情のもと、財政運営戦略を踏まえ財政健全化の歩みを進めるとともに、新成長戦略を本格的に実施するため、需要面を中心に、限られた財源の中で成長と雇用を軸とした予算とし、税制改正では「平成23年度税制改革大綱」を踏まえた新成長戦略の実施に資する観点から、デフレ脱却と雇用拡大を最優先し、法人実効税率引き下げなどを行うとされております。

また、国の経済対策として、新成長戦略実現に向けた3段階の経済対策が示され、第1ステップとして、平成22年度経済危機対

応、地域活性化予備費を活用した緊急的な対応を行うとともに、第2ステップとして、平成22年度に約5兆1,000億円の補正予算が提出され、平成23年度は、第3ステップとして、「成長と雇用」に重点を置いた予算や税制などの総合的な活用により、デフレ脱却と自律的回復に向けた道筋を確かなものにするかとされているところでもあります。

こうした中、地方交付税については、地方財政計画の歳出における特別枠として「地域活性化・雇用等対策費」が新たに計上されたことに対応し、地域の雇用情勢に応じて雇用機会の創出や地域の資源を活用した経済の活性化を図るとともに、住民のニーズに適切に対応した行政サービスを展開できるよう、平成22年度に創設された「雇用対策・地域資源活用臨時特例費」を、「雇用対策・地域資源活用推進費」として平成25年度まで措置されることとなったところでもあります。

さらに、特別交付税においては、地方交付税の算定方法の簡素化、透明化の取り組みの一環として、交付税総額における特別交付税の割合を、現行の6%から平成23年度は5%、平成24年度以降は4%へと段階的に引き下げ、普通交付税へ移行するなど見直しが行われることとなっております。

このような状況の中、平成23年度予算編成に当たっては、政権交代後、新政権が取り組む最初の本予算であることから、法改正などを含めた政策の不確定要素が多く、さらに、平成22年度に実施された国勢調査の速報値では、本町の人口、世帯数ともに減少しており、交付税算定における具体的影響額が見えない中、税収を初めとする歳入の確保を最大限見込み、歳出面では、美幌町財政運営計画及び財政健全化・経営健全化計画に基づき、第4次の行政改革実施計画及びアウトソーシングの着実な実行による削減を図り、予算編成に当たったところでもあります。

その結果、一般会計では103億2,438万円。特別会計では、国民健康保険特別会計28億5,403万6,000円、後期高齢

者医療特別会計2億4,195万円、介護保険特別会計12億5,710万4,000円、公共下水道特別会計9億6,879万1,000円、個別排水処理特別会計7,832万7,000円。事業会計では、水道事業会計8億4,511万円、病院事業会計20億6,022万4,000円、総計で186億2,992万2,000円となり、前年度予算に比べ4.9%の増となったところでもあります。

また、一般会計では、当初予算ベースで7年ぶりの100億円を超える予算規模となった次第であります。

それでは、平成23年度予算の主な内容につきまして御説明申し上げたいと思います。

第1「元気で働き、豊かなまちに」ついて。

保健関係では、子宮頸がんワクチン、ヒブワクチン、小児用肺炎球菌ワクチンを初め、ジフテリア、百日咳、破傷風混合ワクチン、麻疹及び風疹混合ワクチン、新型インフルエンザなどの各種予防接種の実施。

特定健診、脳ドック並びに胃がん、肺がん、乳がん、子宮頸がんなどの各種がん検診の実施による生活習慣病予防対策の充実。

妊婦健診、乳幼児健診、フッ素塗布などの母子保健事業及び各種検診や医師、保健師による健康教育、健康相談などの健康づくりの推進。

しゃきっとプラザを拠点に、運動指導室、健康遊浴室を活用しての健康づくり事業などの充実。

医療関係では、国保病院において、CT撮影装置の更新を初め、透析監視装置等の高度医療機器の計画的整備及び看護必要度システムの導入など、医療機器の更新と医療環境の充実。

常勤医師確保による医療体制の強化及び医師確保対策。

農業関係では、「農業者戸別所得補償制度」が本格スタートする中、TPP（環太平洋戦略的経済連携協定）交渉への参加問題への対応並びにてん菜作付面積の減少に歯どめ

をかける「てん菜作付奨励事業補助金」による農業振興対策。

新規就農者等助成事業及び農業体験実習生の受け入れによる農業担い手確保育成事業の推進。

農業経営基盤強化資金及び次世代農業者支援融資など、利子補給による農業経営安定対策。

高収益が見込まれるサヤインゲン、3色アスパラ、冬期間出荷アスパラの試験栽培など地域特産作物の振興。

水土里情報システムを活用した地図情報システムの導入及び農業気象情報の提供による農業経営への支援。

道営土地改良事業として、美幌豊高地区を初め、新規に豊栄地区の計画樹立、及び美禽地区、田中地区の事業着手による農業基盤整備。

畜産関係では、堆肥舎等家畜ふん尿処理施設に係るリース料への助成、酪農ヘルパー利用に対する助成、肉用牛導入推進事業などの畜産振興事業。

美幌峠牧場の営農用水供給施設の老朽化による改修と、経営形態の移行を視野に入れた美幌峠牧場及び栄森牧場の管理運営委託。

林業関係では、F S C 認証材の利用促進と森林の二酸化炭素吸収機能を図るため、町産材活用住宅助成の見直し、及び木質ペレットストーブの導入助成並びに林地残材をペレットに加工する木質バイオマス資源活用促進事業の推進。

企業が排出する二酸化炭素排出量を美幌町、滝上町、足寄町及び下川町の4町の森林で吸収し、企業が植林等に要する経費を負担するカーボンオフセット制度と、国内オフセット・クレジット制度（J-V E R）による企業等との森林パートナーズ協定の推進。

企業化を目指す木質バイオマス資源活用促進事業の推進。

商工業関係では、商店街活性化のためのプレミアムつきプリペイドカードチャージ事業への支援。

中小企業融資貸付事業及び中小企業融資利子補給事業、商工会議所への中小企業相談所運営補助、空き店舗活用事業補助などの商工業振興対策。

観光関係では、観光和牛まつり、びほろ納涼花火大会、びほろ冬まつりなどの各種イベント支援。

観光物産協会の運営支援及び特産品開発などの振興対策。

峠の湯及びターミナル物産センターの指定管理者制度による管理運営及び老朽化に伴う施設の修繕、改修並びに美幌峠レストハウスの環境整備。

産業創造関係では、美幌・津別地域季節労働者通年雇用促進支援協議会への支援、及び美幌町の単独事業として、離職者等の雇用対策事業の拡充。

補助制度による2件のふるさと雇用再生特別対策事業と14件の緊急雇用創出推進事業の実施による雇用対策。

道産食彩HUG及び東京恵比寿ガーデンプレイスで開催の物産展への出店支援、特産品のPRによる振興対策などの施策を実施しようとするものであります。

第2「たがいに助けあい、温かなまちに」について。

児童福祉関係では、子育て支援センターによる家庭での育児不安などの相談及び子育てサークルへの支援などによる育児支援体制の充実。

中学校修了までの子供を対象とした子ども手当の支給。

保育関係では、通年保育所、季節保育所、へき地保育所、学童保育所、児童センター、母と子の家の運営、及びNPO法人の運営によるゼロ歳児、低年齢児及び障害児の受け入れによる保育への支援、並びに認可外保育所の利用保護者への助成。

青少年育成関係では、青少年育成専門推進員の配置、及び青少年育成協議会など関係団体との連携による青少年健全育成活動の推進。

地域福祉関係では、社会福祉協議会及びボランティアセンターへの活動支援を初め、自治会単位で設置しております除雪や見守りなどを行う「たすけあいチーム」への活動支援。

高齢者福祉関係では、平成23年度は、平成24年度から平成26年度までの高齢者保健福祉計画・第5期介護保険事業計画の策定。

独居老人宅の除雪、愛のふれあい訪問、配食サービス事業、緊急通報電話機設置など高齢者の在宅福祉対策。

敬老会の開催、老人福祉バスの運行、老人クラブ行事費負担、常設老人クラブの設置、老人憩の家での自立者デイサービス等生きがい対策事業の実施。

介護者の負担軽減を図るため、認知症高齢者やすらぎ支援事業、家族介護継続支援、高齢者虐待防止対策支援、成年後見制度利用支援、シルバーハウジング相談室支援、及び高齢者の総合的な相談・支援を行うため、包括支援センター業務の委託、さらには高齢者の社会参加や生きがい活動の場としてのみどり就労センターへの支援。

障害者福祉関係では、障害者に対する福祉ハイヤー利用交通費の助成、補装具の購入費助成、日常生活用具給付の支援、及び心身障害者の通院交通費助成等支援事業の実施。

障害福祉サービス事業として、児童デイサービス事業、就労継続支援事業、相談支援事業、コミュニケーション支援業務、移動支援業務、日中一時支援業務、訪問入浴サービス業務等の地域生活支援及び自殺予防対策事業の実施。

子ども発達支援センター及び幼児ことばの教室における早期療育の推進。

社会保障関係では、国民健康保険特別会計後期高齢者医療特別会計及び介護保険特別会計における健康づくりの推進、並びに保健医療福祉サービスの充実。

住民活動関係では、自治会活動運営補助及び地域集会室の指定管理者制度による維持管

理委託など、地域の自治会活動への支援。

町民会館の老朽化に対応する耐震化診断委託の実施。

国際交流関係では、美幌・ケンブリッジ交換留学の推進による友好姉妹都市との交流事業の推進などの施策を実施しようとするものであります。

第3「きまりを守り、明るいまちに」ついて。

交通安全関係では、歩道整備及びカーブミラーなどの交通安全施設の整備を初め、保育園児及び小学生への交通安全教室の開催による交通安全意識の高揚と安全対策。

消防・救急関係では、消防、救急及び消防団の活動を初め、消防団の再編及び望岳苑斎場の冷房施設などの整備並びに管理運営のため美幌・津別広域事務組合への負担。

消費者保護関係で、消費者問題を未然に防ぐ消費者生活相談業務委託及び消費者協会による消費者被害防止対策への運営補助。

防災関係では、大雨の災害時における堤内排水対策及び災害時における美幌町自治会連合会、自主防災組織、警察、消防、自衛隊などの関係機関との連携強化。

災害時要援護者の情報伝達及び避難支援体制の強化。

「防衛計画大綱」及び「中期防衛力整備計画」に基づく戦車、火砲、並びに隊員の削減などに対する北海道自衛隊駐屯地等連絡協議会及び隊区内市町との連携、並びに陸上自衛隊美幌駐屯部隊充実整備期成会及び美幌地方自衛隊協力会を中心とした陳情・要望活動の強化などの施策を実施しようとするものであります。

第4「環境をととのえ、美しいまちに」ついて。

環境共生、自然保護関係では、びほろエコハウスでの体験交流事業委託及び移住・定住促進対策の拡充。

太陽光発電システム及び木質ペレットストーブの一般家庭への普及促進。

新エネルギー活用及び普及促進のための新

エネルギー教室の開催など普及啓発の推進。

ごみ処理、リサイクル関係では、第Ⅲ期埋立処分場の建設を初め、塵芥収集業務などの委託及び分別並びにリサイクルの推進。

下水道処理関係では、公共下水道施設の長寿命化計画の策定。

公共下水道特別会計における終末処理場維持管理業務委託、管渠清掃、汚水ます設置工事などの実施。

個別排水処理特別会計における公共下水道区域外の農村地域における合併処理浄化槽の設置。

公園・緑地・墓地関係では、都市公園等遊具の点検補修、トイレ清掃、樹木剪定などの維持管理業務の委託及び公園の長寿命化計画策定のための調査委託の実施。

網走川河畔公園パークゴルフ場の管理業務委託及び施設整備の実施。

土地利用関係では、地籍図等電算化のための地籍数値情報化業務委託及び地籍調査補完事業の実施。

住宅・宅地関係では、公営住宅、改良住宅、借上げ公営住宅、道営住宅の維持管理、及び住宅リフォーム及び住宅耐震改修補助による居住環境の整備促進。

水資源・水道関係では、水道事業では、管路更新計画に基づく管路布設替工事を初め、道路改良などに伴う配水管布設替並びに浄水場等の水道施設改修の実施。

水道未普及地域解消事業に伴う送水管新設及びポンプ所の設置。

道路関係では、町道整備として、駒生川河川改修関連に伴う補償工事及び防衛施設周辺整備事業による第131号道路外3改良舗装工事の実施、さらには、単独事業として、未舗装道路整備2路線、舗装改良工事1路線の整備。

道路橋梁の維持管理事業として、橋梁長寿命化修繕計画策定のための点検業務委託を初め道路横断管渠布設替補償工事及び雨水管等改修工事の実施。

公共交通関係では、町営バス及び多目的バ

スの運行並びにワンコインバス、路線バス等への運行支援などの施策を実施しようとするものであります。

第5「文化を高め、しあわせなまちに」ついて。

生涯教育（社会教育）関係では、文化活動の拠点施設としての（仮称）文化ホールの建設。

青少年教育、成人教育、家庭教育、高齢者教育など社会教育の推進。

博物館における企画展の開催を初め、文化財樹木の保全及び埋蔵文化財発掘調査事業の実施。

ブックスタート事業、手づくり絵本講習会、古典文学講座などの図書館活動の推進及び施設的环境整備。

スポーツ関係では、ビホロ100kmデュアスロン大会及びスポーツ団体合宿を初め、各種スポーツ教室並びに指導者招聘事業及び総合型地域スポーツクラブ活動の推進。

美幌町で開催の北海道ラージボール卓球大会及び高松宮賜杯第55回全日本軟式野球大会北北海道大会への支援。

スポーツセンター、B&G海洋センター及びあさひ体育センターを初め、野球場、多目的運動広場、テニスコート、陸上競技場、リリー山スキー場などの管理運営及び施設備品等の整備。

幼児教育、学校教育関係では、私立幼稚園の就園奨励補助及び私立幼稚園振興補助による幼児教育の振興。

福豊小学校開校100周年及び旭小学校開校30周年記念事業への助成。

美幌中学校校舎移転に係る校舎及び弓道場並びにグラウンド整備、さらに、移転に伴う教育教材、備品等の教育環境の整備。

新学習指導要領に基づく体育及び音楽教科の教材及び施設整備の実施。

教育課程、学習指導等に関し専門的な指導を行う指導主事の配置による学校教育の指導体制強化と教育環境の充実。

特別支援学級の設置に伴う介助員の配置に

よる教育環境の充実と支援体制の強化。

学校給食センターの調理備品の整備と管理運営及び給食配送業務の委託、並びに統合地区へのスクールバスの運行業務委託などの施策を実施しようとするものであります。

第6「創意と工夫を活かし、誇れるまちに」について。

情報通信関係では、庁内電算システムの本格稼働による事務の効率化及び住民サービスの向上。

広報・広聴、住民参加では、自治基本条例の推進による住民参加機会の拡大。

ホームページ、町広報の編集業務の民間委託、住民相談窓口の設置、及び町広報による情報提供と有料広告掲載の推進。

行財政関係では、平成24年の固定資産税評価替に伴う路線価評価業務委託及び標準宅地の時点修正鑑定評価委託による適正な課税客体の把握。

地方税の共同電子申告利用サービスの導入による事務の効率化及び適正課税、並びに公的個人認証システムの更新による住民サービスの向上。

美幌町財政運営計画、財政健全化・経営健全化計画に沿った財政運営及び第5期総合計画後期実行計画の推進、並びに第4次美幌町行政改革大綱に基づく行財政改革の推進による財政基盤の強化などの施策を実施しようとするものであります。

以上、平成23年度予算の主な内容について御説明を申し上げたところでございますが、地方自治体を取り巻く環境は、今なお厳しい状況にあり、本町でも財政運営計画の集中改革期間の設定による行財政改革の推進を初め、行政改革及びアウトソーシングの推進など総合的な改革に取り組んできたところであり、今後においても手綱を緩めることなく、取り組みを強めていく決意であります。

一方、子ども手当に係る地方負担の増加やTPP問題、雇用対策、年金問題、さらには消費税問題など先行きの見えない状況の中で、町民の医療費の伸びとともに社会保障制

度などの福祉施策経費が伸びている状況にあります。

このような状況の中、平成23年度は、第5期総合計画の後期実行計画と、37回にも及ぶ町民会議の開催によりつくり上げました自治基本条例をスタートさせる年でもありません。

4年前、私は多くの町民の皆様の支持を賜り、以来、町民の皆様の幸せと地域の発展のため町政のかじ取りを担ってきましたが、この4年間の任期中、地方分権が進み、政権交代という大きな転換期を迎え、一方、世界同時不況が地域においても大きな影を落とし、厳しい町政の運営を強いられたところでもあります。

このような状況の中、多くの町民の皆さん、ボランティア団体の皆さん、NPO法人、民間事業所の皆さんと力を合わせ渾身の努力を注ぎ、オール美幌町としての力の結集により、安心して明るく住みよいまちづくりに当たってまいりました結果、緑の苑民間移譲に伴う支援など大きな課題もありますが、総合計画の着実な推進と政策の柱となるマニフェストに掲げた政策は、ほぼ達成できたものと思っております。これも議員各位並びに町民の皆さんの温かな御支援、御協力があったからこそ達成できたものであり、深甚なる敬意を表しますとともに、心から感謝と御礼を申し上げる次第であります。

美幌町の行く末を展望するとき、少子高齢、人口減少社会がさらに進むことは必至であり、一方で地方分権が加速されることは明らかであると認識しているところであります。このようなさまざまな状況、課題に真正面から向かい合い、乗り越えていかなければ美幌町の発展と町民の皆さんの幸せは実現できないものと改めて確信し、今後、残る任期中につきましても、美幌町の発展のため、町民の皆さんの幸せのために、将来に夢や希望の灯りがともり、「小さくてもキラリ夢輝くまちづくり」に向け、最善の努力をいたしますとともに、新たな決意と覚悟と信念を持つ

て邁進したいと考えているところでございます。

議員各位におかれましては、新年度予算並びに関連する諸案件につきまして、慎重に御審議を賜り、原案に御協賛くださいますようお願い申し上げます。平成23年度の予算編成方針の大綱の説明にかえさせていただきます。

◎日程第14 一般質問

○議長（小林 勲君） 日程第14 一般質問を行います。

通告順により、発言を許します。

3番平野茂夫さん。

○3番（平野茂夫君）〔登壇〕 既に通告しある事項につきまして、質問をさせていただきます。

私は、平成11月4月の選挙で、初めて町議会議員の議席を得ることができました。議員になる目的は、必要な施策を美幌町から発信し、美幌の農政の再構築を図り、美幌の農業を支えたいとの思いであったからです。美幌町の農業は、昔、北海道で5本の指に入ると言われておりました。その根拠については、私自身、明白なものではありませんけれども、そう信じて、また、多くの町民の皆さんも信じていたわけです。当時、青年だった私は、大変厳しい農業を強いられていましたが、町長、農協組合長、仲間、農民組織、生産者団体を信じていましたから、一度も暗い気持ちになったことはありませんでした。

私たちの仲間も、ほとんど適齢期に結婚ができ、離婚という話はほとんど聞いたことはありませんでした。その後、町長、組合長がかわり、美幌生え抜きの道議会議員もいなくなりました。そのころから、町の施策の方針は、町全体の生産向上から景気対策と称する後年度、維持費のかかる建設事業が多くなりました。当時、美幌町は、黒毛和牛の一貫経営による生産基地を目指していたのですが、価格変動により苦戦をしておりました。そのとき、同じ経営形態で競争していた道南のあ

る町は、構造改善事業の事後対策と町の支援によって立ち直り、今では全国的に有名な町の名のつくブランドになっています。

過去の美幌の農政を振りかえると、ここが発展の分岐点、分かれ道であったと思返されることがたくさんあります。そんなことを思い出しながら、次の点について、どのように町政を組み立てていこうとしているのかを伺いたいと思います。

1番目、美幌町のエゾシカ対策をどう進めるかであります。この中で、政治姿勢についても含めてお伺いをしてまいります。

私は、エゾシカの被害に困っているという一部の農家から、町は何とかしてほしい、そういう声を時々聞かされていたため、過去の定例会で二度質問をしております。エゾシカの問題は、単に美幌の農家のみならず、全道の農家、林業家に大きな被害をもたらしていることは、新聞、テレビなどでも報道されております。美幌町農業委員会は、昨年、美幌町農政で推進すべき課題を建議書として具申しております。農業委員会は、振興部会で、美幌町農政の課題を多岐にわたり分析し、建議書としてまとめています。行政の一部を担っている農業委員会の建議書は、大変重い意味があると私は認識しております。この建議書の中の一つに、エゾシカ被害対策が求められています。美幌町のエゾシカ対策をどう進めるのかを伺います。

2点目、甜菜作付奨励事業補助金の決定が3月になった理由を伺います。

昭和34年、激しい誘致運動の結果、日甜美幌製糖工場の操業が始まりました。当時は、操業をするための原料が十分に集まりませんでした。工場誘致のしこりから、糖区の、原料ビートの集荷ができる範囲です、糖区の割り当ての町村が少なかったこと、地域の生産量が少なかったことなどが原因です。寒冷期農業にはなくてはならない作物といながらも、原料ビートの価格の低迷や生産の不安定で作付面積が減りました。そのとき、町は農協、日甜とともに大変な基金を出し合

い、本格的にてん菜生産の振興を進めました。機械の導入、肉牛の導入もそのころに始まりました。構造改善が進むことにより、操業基盤ができたのです。しかし、輸入の自由化などにより、一部の工場が整理され、地域の製糖工場と生産農家との深いつながりが断たれていったのであります。

このことから、現在の工場と生産者との関係は、昔とかなり異なっております。特に、農産物の価格政策から所得政策が変わって、最終価格がわかりにくく、作付指標を守れず作付面積が減ってきました。加えて、異常気象により病害虫が発生、減収に拍車がかかり、耕作面積の減少につながっていると思われます。このような経過の中で、操業を続けた誘致企業、製糖工場が長く事業が展開できるように支援していくべきことは、当然のことであると思います。工場の運営費直接支援という意味ではなく、農業生産の支援を通して円滑な工場操業支援につながることの意義は大きいものと思っております。

3月に入りますと、育苗が始まります。奨励事業で面積をふやすとすれば、当初の営農計画、資材の変更が必要となります。長々と生産者と工場を説明しましたが、町が支援することは当然であり、意思が固まれば、平成23年度予算成立を待たずに、臨時会を開催してでも、22年の補正予算で決めることが大切で望ましかったと思います。生産農家支援の効果を期待するのならば、2月中に決定し、生産者に示すべきだったと思いますが、3月になった理由をお伺いをいたします。

3番目、町長2期目の農政を、どう構築しようとしているかを伺います。日本の農政は、猫の目農政と言われ、それにつれて、地方の農政を組み立てることは大変難しいものがあります。しかし、農業を基幹産業としている我が町は、農業の活性化こそが地域存亡に係る大きな課題であります。また、国内では、TPPによる全分野の貿易自由化グループに加入するかどうか揺れています。国の大

きな使命は、国民をあらゆる分野からの外圧、武力も含めて、守らなければなりません。そうはいつても、そのもとになっているWTOによる2カ国間協議がどんどん進んでいる状況にあることは事実です。

これらに対応して、地域が生き残るためには、国政に頼るだけではなく、あるいは、町の総合計画にあるかないかではありません。2期目の農政をどのように構築しようとしているかを伺います。

○議長（小林 勲君） 町長。

○町長（土谷耕治君）〔登壇〕 平野議員の御質問にお答えを申し上げます。

美幌町の農政構築について、初めに、美幌町のエゾシカ対策をどう進めるかについてであります。近年の暖冬の影響による自然死亡率の低下などから、エゾシカの絶対数が減らない状況にあり、全道的に生息数の増加から、農業被害も増加傾向にあります。さらに、広域に移動するエゾシカに対処するためには、1町村ごとの取り組みでは十分と言えず、広域的な対策が必要であります。

また、本年度において、関係機関による鳥獣被害防止対策協議会を設立し、鳥獣被害防止総合対策事業を活用して、駆除圧を高めるための対策として、一斉駆除に要する経費の助成や捕獲技術向上対策などの被害防止対策を行っております。平成23年度においても、鳥獣被害防止総合対策の事業要望を行い、地域としての被害防止対策に努めていく考えであります。

農作物の被害を食い止めるには、エゾシカの絶対数を減らすことが必要であり、北海道においても、平成22年5月に全道エゾシカ対策協議会を発足させ、現在の狩猟と有害駆除に加え、専門家チームによる新たな捕獲方法を確立し、将来に13万頭のエゾシカを駆除することを目標としているところであります。また、道、猟友会、道内の大学などの関係団体で組織するエゾシカネットワークが、新たな猟法の実証や、プロハンターの育成などにも取り組んでおります。

今後においても、町内における関係機関と連携・協力しながら、被害対策を継続するとともに、広域的な対策が必要であり、本町だけでは十分な対応ができないため、国や北海道に対して対策の強化を引き続き要望・要請を行ってまいります。

次に、甜菜作付奨励事業補助金の決定が3月になった理由を伺いますについてであります。てん菜については、平成23年度から導入される畑作の戸別所得補償制度で、交付金が現行制度より減ることや、平成21年及び22年の天候不良による減収に加え、育苗、植えつけ手間などの作業負担が敬遠され、農業者の作付意欲が減退しております。本町においても、平成23年度の営農計画の作付状況や日甜との情報交換をしたところ、てん菜の作付面積が減少していることから、危機感を強めたところでもあります。

てん菜の作付は、輪作体系を維持するためにも重要であり、このまま作付面積の減少が続けば、製糖工場の存続問題にもつながりかねないことや、運輸など関連事業者も多く、地域経済全体に影響を及ぼすことが懸念されることから、近隣市町や十勝地域の状況を調査しながら、JAや日甜と協議を行い、てん菜作付の現状維持や増反に対して支援することを決断したところでもあります。

てん菜作付への早い時期での支援表明との意見ではありますが、作付に対する全体の見きわめや製糖3社、農協中央会などの作付支援対策などの状況を踏まえて、新年度の計上としたものであります。今後、日甜、JAと協議しながら、作付等の問題を改善しながら、輪作体系に不可欠なてん菜を奨励していきたいと考えておりますので、御理解をお願いいたします。

次に、町長2期目の農政をどのように構築しようとしているのかを伺いますについてであります。本町を支える大きな産業として、私は常々基幹産業の農林業、とりわけ農業と産業の分野とは一部異なりますが、自衛隊の駐屯地の存在を含め、大きな両輪と言っ

ております。農業や林業にかかわる地域資源は大切な財産であり、将来に向けて守り育てていくことが基本であると考えております。農協や農業改良普及センターを含めた多くの団体や、町民の力を結集したオール美幌で農政推進に取り組んでいくことが必要であり、大きく二つのことを考えております。

一つ目は、農家の方々をしっかりと支援、美幌の農業を振興することであり、農業基盤の整備、後継者対策としての担い手育成、配偶者対策、みらい農業センターにおける新たな高収益作物の発掘を積極的に推進していきたいと考えております。

二つ目は、農協を含めた農業関係団体との連携を深め、農業支援のための国の施策についての意見を、北海道、国に要望・要請していくことでもあります。本町の基幹産業である農業を守るためには、厳しい農業情勢に即応し、かつ、将来に向けて持続可能な多様性を持った農業・農村づくりを進め、魅力ある農業の確立を目指して農政を推進してまいりたいと考えておりますので、よろしくお願いを申し上げたいと思います。

以上、答弁をさせていただきました。よろしくお願いをいたしたいと思います。

○議長（小林 勲君） 3番平野さん。

○3番（平野茂夫君） 先ほど申し上げましたが、順次、2回目の質問に入ってまいりますけれども、この中で書いていなかった政治姿勢について、お伺いをしておかなければならないということを感じていたものですから、改めてここで質問をさせていただきます。

22年12月の定例会において、政治姿勢の中で、町政構築には農業の実態を知るべきであるということをお申し上げました。そして、私に寄せられた情報の一つとして、隣町の農地と美幌の農地の境界にシカさくが設けられたという話をしました。私は、農政構築には実態を理解していることが非常に大切だということをお主張いたしました。そして、その考え方に異論があるかということをお伺い

いたしましたところ、その回答には、異論はたくさんありますけれども、こういった公の場で、風聞に対するものにお答えすることにはならないとのことでした。早速、次の日、私に寄せられた情報が本当であるかどうかということについて、現地に行ってみました。なるほど、さくはできておりました。これを写真に撮って、議長に、この内容については適正ではなかったのではないかという話をいたしたところでありました。しかし、その結果については、ここで論じるわけにはいきませんが、私が情報として話したことが、この議会の中で風聞という形で処理された、私は、これが非常に残念で、また、悔しくてならないわけです。

せっかく議員として、この議場に立つことができ、そして、その一つの情報として、私は現地確認はしないけれども、町民の声を受けて質問をしたつもりであります。現状を理解するというのが、政策構築の重大な根拠になるのだよという話をしたつもりです。そのことは、おわかりいただけるのだと思っておりましたが、そうではなくて、そういう異論はたくさんあると、そういったことありますので、まず、この中でお伺いをしたいことは、情報が風聞という形に置きかえられました、その風聞という意味について、まず町長の見解、あるいは解説をお願いしたいと思います。

○議長（小林 勲君） 町長。

○町長（土谷耕治君） 風聞ということは、私は確証のない話ということでお話ししたつもりであります。

○議長（小林 勲君） 3番平野さん。

○3番（平野茂夫君） 私は、情報という話で申し上げているわけです。それが、確証がないから、それにお答えをできないという意味だということですよ。

○議長（小林 勲君） 町長。

○町長（土谷耕治君） 風聞のことの解説ですけれども、いろいろな考え方があると思えますけれども、前回の12月の議会に戻るこ

とは、これは今議会は新たな議会ですので、そのことはやめたいと思えますけれども、全体の流れの中の話の中で、いろいろな話をしてきた中で、私に対する、農業に対して全く何もしていない、見識もないというような、そういう話の中で、それは違うのではないですかということで、私は言ったつもりです。

○議長（小林 勲君） 3番平野さん。

○3番（平野茂夫君） 今でも、その風聞ということが、町長の認識では正しかったというふうに解釈せざるを得ないわけですね。

○議長（小林 勲君） 町長。

○町長（土谷耕治君） その時点は、そういう判断でしたから、それはもう、私は間違いないと思います。

○議長（小林 勲君） 3番平野さん。

○3番（平野茂夫君） そのことについて、私は、議長を通じて抗議のお話をいたしました。当然、今議会が始まる前にするべき手はずでありました。そこで私は、改めてここで、政治姿勢の中で、風聞というふうに片づけられたことについて、非常に議員としての屈辱を感じましたし、議員に対する思い、その中で、あれも悪い、これも悪いと並べて言ったつもりはないのであります。ただ、いろいろな情勢の中で、このことの実情を知っているかということを行ったわけですから、このことについて、そういうことであれば、私はそのとき下がっているわけですから、これ以上、追求はいたしません、それが町長の議会に対する、あるいは議員に対する態度というふうに解釈をさせていただきます、1点目の……。

○議長（小林 勲君） 平野さんに申し上げます。

通告からちょっとそれておりますので、そのあたりを考慮して御質問をお願いいたします。

平野さん、どうぞ続けてください。

○3番（平野茂夫君） 私は、そういうふうに理解をして、次の質問に入らせていただきます。

シカさくの問題というのは、単に美幌の問題だけではなくて、全道的な大きな課題であります。その中で、私は、美幌町がどうあるべきかということについてただしているわけですが、町長のお答えは、やはり全道的な視野に立って、そして、絶対数の削減、あるいは道の方針に従うということであって、みずから美幌町の実態を訴えたり、あるいは、道にその対策を求めたということについての実績について、私は、あるのかどうかについて、まず伺いたいと思います。

○議長（小林 勲君） 町長。

○町長（土谷耕治君） やっています。

○議長（小林 勲君） 3番平野さん。

○3番（平野茂夫君） そのことについて、私は、一つお伺いをいたしたいと思いますが、その中で、北海道の、あるいは国の政策の中でしか町は動けないような答弁を受けたことがございますし、また、今回の答弁においても、そういう発展的な、本当に美幌町がどうするかということの求め方は、しているようには感じられないのであります。例えば、近隣の町村によりますと、新年度予算を見ますと、大変な補助を受けながら事業を推進しているわけでありまして、そういうことを考えますと、国の予算の動きを見ますと、道が言っているのは大きく方向が変わってきておりまして、農村環境保全対策推進事業、そういう形でこの事業が取り上げられて、北海道においては、前年度6.5倍の予算になっている。町長のお答えのありましたような、美幌町で立ち上げようとしている対策事業が、既に国のほうでは方向が変わっているのだということをお伝えをしたいと思います。そういったことについて、御存じあるのかどうか、そのことについてお伺いします。

○議長（小林 勲君） 町長。

○町長（土谷耕治君） 町も1回目の答弁をさせていただきましたけれども、対策協議会を設けたり、国の制度を使いながらやっていますし、この辺の管内では結構早かったと思

いますけれども、シカさくを200キロメートルも囲ったりやっているわけです。先ほど答弁したように、今は1町でできないので、これはエゾシカ被害というよりは、エゾシカの災害です。だから、全道的な取り組みをしなければいけないということで、我々も声を上げて、ようやく今、道の対策協議会ができて、6万頭生まれて4万頭しか駆除できなかったら、毎年2万頭ずつふえていくと。これでは、被害が幾らあっても減らないということですから、そういったことも、全道のオール北海道で取り組むその協議会の中で、駆除をしっかりとやらなければいけないということで、既に新聞で御承知のとおり、白糠あたりで実証的に追い込みをして、ハンターが撃つということもやっているのですよ。何もやっていないわけではありません。

○議長（小林 勲君） 3番平野さん。

○3番（平野茂夫君） そういうことは新聞で知っているわけですが、実際に私が求めているのは、美幌の被害を受けている農家の対策、しかも、これからそれが本当に打つ手効果があるのだろうとは思いますが、起きている被害、あるいは精神的な負担というのは、非常に大きいものがあります。それが町民の一つの声であると、そういう認識をしていただかなければ、町政を構築するという意味にはなっていないわけです。国、道に準じれば、あるいは、そのときすればいいというのではなくて、本当に現地住民の声を聞いた中で町政を構築すべきだと。特に、今、問題になっているのは、全道の問題ではあります。しかし、美幌町内にも、厳然としてその問題は残っており、かつ、それが拡大するおそれがあるということについては、町民も非常に心配をいたしております。そういった面で考えなければならないのは、町民全部が被害を受けているという実態、そういう認識ではないわけです。一部の地域、あるいは人に被害をもたらす、さらに、全町的に大きく広がっていくと、そういう可能性があるから、私は何度も町から、町の対策として

何をすべきかということを進めていただかなければならないと、そのように思っております。

○議長（小林 勲君） 町長。

○町長（土谷耕治君） 先日も、JAの組合長を初め理事の皆さん全員、そして、今、エゾシカ対策でさくを回しました。その維持組合の役員の方、あるいは議会から議員さんも来ていただきました。その中で、エゾシカに対する対策はどうだと、町としてはどうだという話の中で1回目は終わりましたが、2回目以降はJAとも話して、お互いにそういう声をしっかり受けとめて、いい方法はないだろうかということで、お互いに知恵を出し合ひましようということも実態としてやっているわけですから、その辺の御理解、十分御存じだと思いますけれども、理解をしていただきたいと、そんなふうに思っております。

○議長（小林 勲君） 3番平野さん。

○3番（平野茂夫君） そういうことは、さらに一部分であっても、十分に認識した中で政策を構築していくということで理解をさせていただきます。

時間配分がありますので、次に移らせていただきます。

甜菜作付奨励補助事業の決定について、これを聞いたときは2月でしたけれども、私はこれを聞いたときに、今、農業をやっておりますけれども、非常に感慨深いものがありました。町として、こういったものを率先してやろうということについて聞いたときに、やはり美幌町は日甜を誘致し、かつ、それを育てていこうという気持ちがあるのだということについて、私は大変いいことだなということを感じたわけです。そこで、日甜と生産者との関係が、本当は昔のように一体で、そして、生産も工場の操業率も上がり、農業生産も上がるというような、全町一体の行動を起こせた時期と、今、生産者は製糖工場各工場と直接取引ではなくて、全道一円の価格、そして生産者対策のために、各製糖工場が勢

力を尽くした時期と今は違いまして、生産者と工場との間が切り離されているのが実態であります。農家からすると、取引相手のような状況にさせられております。ですから、製糖工場の合理化が進められようとしたときに、その後は、生産者が地域にあれば有利なような、あるいは、工場が地域の農家を保育していくという形が薄れてきたのが事実です。しかし、そうかといって、操業が云々足りないというようなことになれば、これはやはり工場自体の存続にもかかわりますし、また、今現状では砂糖が余っているということではありませんけれども、つい数年前は、余った砂糖を農家がお金を出し合って調整補完をしたと、そういう経過があるわけです。したがって、砂糖が余り、さらに工場を閉鎖するということになれば、操業率の悪いところから整理される恐れもあつと。政治というのはいろいろな形がありまして、要望だけでは通らない部分がある。そういうこととなりますと、育てるものは地域でしっかり育てておかないと、操業率が悪いから、それは会社のせいだということではなりません。やはり美幌町に日甜という大企業があるわけですから、これらを本当に保育するには、生産者を助けていくことが大切だと、そういう認識に立っておりますして、この計画があつたときに、なるほど、いいことだなと思っております。

そして、このときに感じたことは、そのときもう既に営農計画が立てられ、やがて地区懇談会が進められるというような状況に立ち至っておりますのですが、そのとき、既にいいよという返事をしたということなのでしょうけれども、議会で決定をしなければならぬという性質の資質であります。したがって、この資質については、やはり議会にも定例会を待たずに資金対策をしながら補助を決定させてもらおうと、そういったように、2月にもう既に農家に伝えるのと、農家が作付指標に基づいて作付計画を立て、あるいは、生産計画を立てている最中にあれば、補

助に対する値というものが非常に高いのではないかと、そんなふう感じておりました。その農家に対する影響、時期的な決定の影響について、町長の思うところがあればお伺いをいたしたいと思います。

○議長（小林 勲君） 町長。

○町長（土谷耕治君） 後ほどの新年度予算に係る部分でありますけれども、今回、補助金ということで提案させていただいています。これを総合的に考えて、農業振興という意味で、このてん菜を、美幌の農業にとって輪作体系が崩れるということ、例えば、ここがなくなるということになると、代替的な作物がないということで、やはりここは農業振興ということで、しっかり守らないといけないという面で、まずはスタートしました。そして、日甜の、この町における大きな過去の役割を果たしていただきました。21年には、美幌日甜ができて50年を迎えたということで、半世紀にわたって我が町の経済の振興に当たってきていただいたということもありました。さらには、今回、美幌町だけで予算措置するのではなくて、てん菜が非常に手間がかかるというようなことで、農業者もなかなか手間のかからない作物にということになるのでしょうかけれども、今回、この対策は、JA北海道中央会が2億円、製糖3メーカー、道内3メーカーありますけれども、これも2億円を出すと。さらに、北海道が10アール当たり4,000円の補てんをするという、総合的なものも含めて、我々が農業支援と、農業を守るという立場で、総合的な判断で決断をさせていただいたということでもありますので、そういった御理解をぜひともしていただきたいと。

そんな中で、時系列的な部分では1回目です話しましたが、詳しくまた、経済部長のほうから、時系列的にこうだったということは、もちろんJAだとか日甜さんとも協議をしながら進めて、新年度予算という決断をさせていただきました。

○議長（小林 勲君） 3番平野さん。

○3番（平野茂夫君） 実務的な問題について、私はお伺いをしているのではないのです。このことについて、町長がいいと言ったからには、やはり早くやるべきだという考えを持ってなかったのかということが非常に残念に思われる、決定をですね。先ほどから回答ありますように、ビートということは、本当に基幹産業の中の主作物であることは、町長も認識しておられますけれども、農業の中の実態として、作付指標というのがあるのを御存じだと思います。作付指標に基づいて、生産者はいろいろビートをつくるわけですが、作付指標がありながら、それは作物によって今の価格体系の中で、ビートが有利性がないとすれば、やはり作付指標があっても離れていかざるを得ない。したがって、ここでそういう措置が必要だということについて考えられたのだらうと思っております。そして、農家の人に対して、作付が減る傾向にあることについての非常な危機感を持ったわけですから、価格補てんの意味も含めて、中央会なども検討しているわけですから、農家に対する説明というのは、早ければ早いほうが効果があると、そんなふうに私は思ったわけでごさいます、こういう場合、町が意義を感じてやるとすれば、間髪を入れず、効果のあるような施策を推進していただかなければならないと、そんな思いでありました。

それで、次に入らせていただきますけれども、美幌町の2期目の農政構築についてであります。

私は、かねてから農政の推進ということ、あるいは農政を構築すること、そのこと自体が美幌町の基幹産業を育てる、そして地域の活性化を促す、そういったようなこと、それから関連産業の活性化、そういうことにつながるということについては、先ほども申し上げましたことに関連があります。そして、私は2期目に対する期待として、町の農政をどうするかということについてお伺いをしたわけですが、一つ目は、農家の方々をしっかりと支援、美幌の農業を振興することであり、農

業基盤の整備、後継者対策と続いております。一番大切なのは、農家の方々を支援をするという話であります。これは非常に大切なことであるし、しかも、お金を出せば支援をするというだけのことではないのであります。いろいろな面で、心の面でも支援をしていかなければならないという思いがありますので、町長のしっかり支援をしていくという考え方があれば、どういうふうに具体的に何を支援をしようとしているのかを伺いたいと思います。

○議長（小林 勲君） 町長。

○町長（土谷耕治君） いろいろな場面で、私、答弁やら、町の中でいろいろなお話をさせていただいているのは、やはりこの町の基幹産業は何だと、あるいは根幹的な産業は何だということでは、一次産業、とりわけ農業が基幹産業だと。これはなぜかという、おっしゃったように、関連企業を含めてかなりすそ野が広いということがあって、波及効果が物すごくあると。例えば、粗生産が100億円とすると、その何十倍ぐらいになるかわかりませんが、相当な影響額があるということで、根幹産業、基幹産業だというような言い方をしております。これは、就任前から、就任してからも、そして、多分これからも変わらない位置づけだと思います。そんな中で、次の農政の構築をどうするかということですが、私は、決意をさせていただいた立場から言うと、やはり農業も、そういった意味では大きな柱の一つとして、しっかりとした対応、政策を考えていく覚悟であります。

1回目の御質問からありましたけれども、美幌の農業も、昭和39年の第一次構造改善から始まって、昭和48年の第二次構造改善事業、そして土地をどう守るかということについては、道営の畑総でしっかりやってきたつもりであります。今回も予算で3地区、1地区は継続、2地区は新規ということで、後ほどまた予算で提案させていただきましても、畑をしっかりと守るということを、ここ

を基本に置かなければ、畑がなくなることはないけれども、荒れてしまつては産物は生まれてこないということですから、基本には、やはり畑総を中心とした土地改良基盤整備、これはしっかりやっていくべきだと、そんなふうに考えております。

そのほか、国、道ができない細やかなところについては、これは町の事業として、そこを埋めていくというのが農家支援ということで、特産品の支援であるとか、そういうことはしっかりまたやっていかなければいけないと、そんなふうに思っておりますので、決して大きな柱の中から外れるということは想像だにしておりませんし、私は、そういった意味で、JAを含めて関係機関、あるいは農家を取り巻くさまざまな機関、団体としっかりと手を合わせて、力を合わせて、守り発展させていきたいと、そんなふうに考えております。

○議長（小林 勲君） 3番平野さん。

○3番（平野茂夫君） 農協と力を合わせてという言葉をお聞きいたしました。これは非常に大切なことなのです。農協というのは、農協という別な組織ではないのです。農家が自分たちで自分たちを守るために、そして物を買ったり売ったりするとき、力を合わせて安く買ったり高く売ったりと、そういったような方法。あるいは、生活資金をどうしようかというようなときに、お互いに出し合つて貯金をつくつて、それを融通したりしようと。農協自体が、1戸の農家だけではできないことを、大勢が集まって出資金を出し、あるいは付加金を払い、そして手数料を払い、そういった形で運営をしているわけですから、農協というのは全く別な経営企業ではありません。特別利益を蓄えるところでもありません。そういった意味では、やはり農協とともに考えていくと。すなわち、農家とともにあります。そういった意味について、十分理解をいただいているとは思いますが、農協に政策を求めると、そういったことはあり得ないのでありまして、農家その

ものが農協だというふうに理解をしていただかなければならないと、そんなふうに思っております。

ただ、私は、このしっかり支援ということについては、町長、本当にいい言葉でございます。それを心に秘めていただかなければ何も進められないわけですから、しっかり支援をしようという中には、先ほどに続きますけれども、農家の実態をよく理解をしていただかなければならない、それが政治構築者の大きな仕事ではないかと、私はそんなふうにかねがね思っているところでございます。

農政について、私は再三申し上げますと、町長の受け取る印象は、私の質問に対して決していい印象を持っていないなど、そういう表情を伺えるわけでありますが、それはどうでもいいのです、とにかく農業者をどうするか、農家をどう支援するか、そういったことに全力を傾注していただかなければならない。それができるということですから、2期目の一つの核になるのだらうと思っております。

二つ目、農業団体と連携を深め、農業支援のための国の政策について意見云々とあります。農業政策を進めるに当たって大事なことは、農業関係団体と連携を密にするということは、もちろん当然であります。密にして、その中で一体何が求められているのか、そして対策が必要なのか、そして町がどうかかわりを一つ一つに持っていけるのか、そういったことについて真剣に考えていただかなければなりません。

特に新しい予算を見ますと、肉牛の対策とかそういったものについても、町は支援をしていくと、一緒にやっていくということでございます。いろいろな政策があるのです、農業に対して、国の政策の中にも、いろいろ多岐にわたって見ておられますと、やはりこれもやるべきであったというようなことがたくさんありまして、その流れの中で、やはり町長は胸襟を開いて、金はないから出せないよとか、そういうことではありません。本当に必

要なもの何か、そして国の政策を求めていくときに、それは町が求めていくのと、農協という団体が求めていくのと、経済団体として求めていくのと、また性格が異なるわけです。そして、そこでちゃんと政策をつくり上げていくということが本当に大切だと思っておりますが、この点について異論はありますか。

○議長（小林 勲君） 町長。

○町長（土谷耕治君） 農家、生産者をしっかり守る、そういった農家の利益を代表して物を言うのが経済団体のJAだと思っておりますので、両方とも極めて重要だと思っておりますので、平野さんといろいろやりとりをしていると、感情的なことが、私は余りないのですけれども、強い言葉で言ったりしますけれども、強いおしかりは、私に対する強いエールだと思っております、今後とも引き続きそういったことを肝に銘じて、めげずに町政の推進に当たっていきたくと。

その中でも、特に先ほど来言っているように、この町を引っ張ってきた大きなエンジンでありますから、農業、そして一番苦勞しているのは、寒い中、手も汚れて、あかぎれをしながら腰を曲げてやっている生産者が一番苦勞しているわけですから、私はこんな格好をしていますけれども、怒られるかもしれませぬけれども、そういった生産者が一番苦勞しているところに光をしっかり当てることが極めて重要だと思います。そういった意味では、私たちだけではわからないところがありますので、生産者の声もまだまだ聞くのが足りないとおしかりを受けています。長ぐつを履いてまた出向きたいと思えますし、JAともしっかり協議をして、いい政策をつくり上げていきたいと、そんなふうに思っております。強いエールをありがとうございました。

○議長（小林 勲君） 3番平野さん。

○3番（平野茂夫君） 私は、町長に、何も憎くて物を言っているわけではありませんでして、本当に農業の町をつくるという意義の

大きさを何とか理解してもらった中で進めていただかなければならない。したがって、先ほどありました、ビートの手にあかぎれをしながら云々は、私も、しばれる秋にビートをタッピングやるときの、朝4時からやりませ、暗いうちから。そういったときの苦労は、私は十分知っております。したがって、例えばシカさくの問題で、ビートの苗を植えた後、次の朝、行ってみたら上手に筋どおりに食べていってなくなるのです。別なものを植えたときには、それを補てんする方法はあるわけです。しかし、農家としてそれを見たときに、一体だれが自分たちの悩みを解決してくれるのだ、そういったものを常に、意見も寄せられておりますし、自分も体験をしているところでございます。

そういった意味で、町長に2期目のことについての提言といいますか、方針について、しっかりと肝に銘じていただかなければならないことは、農業委員会の建議書というのがあります。この農業委員会の建議書というのは、農業委員会は各地域の農業者が中心になって出てきている組織であります。これは各町村の必置機関でありまして、それだけに、この農業委員会の建議書については、重く受けとめていただかなければなりません。それと、先ほどの組織団体の協力ということがありますから、もう一つ、つけ加えさせていただきますけれども、経済運動として農協はやっております。そのほかに、農民同盟という意思機関があります。これは、政策要請とか、そういったものをやる機関です。農民の声を聞いて、その政策にどう反映するか、地方あるいは道、国に提言をしていくという組織であります。この組織も非常に大切な組織であるということをご認識していただくと同時に、先ほど農協という組織についてのお考えがありましたけれども、その組織の中には細分化されて、いろいろ生産者団体がそれぞれ自分の仕事を守るために、あるいは業態を守るために、そしてそのことを通して自分の経営を守るために一生懸命やっているわけで

あります。したがって、農家の組織ということは、単なる農協だけではなく、オールラウンドに話し合いをしていく必要があるというふうに認識をしているところでございます。町長の考えるところがあればお伺いをして、一般質問を終わります。

○議長（小林 勲君） 町長。

○町長（土谷耕治君） 私は、平成19年にこの町に軸足を置いて、町民の皆さんと向かい合って話し合うこと、そこから光を見出していこうということを訴えてやってきました。4年近くでありますけれども、自分ではこの町にスタンスを置いて、多くの方と、農業ばかりではなくて商業者の方、工業者の方、高齢者の方、若い方、いろいろなところでいろいろな話をさせていただきました。そういうことが極めて重要だという御指摘であります。そういった姿勢は、やはり2期目に向けて決断をさせていただきましたけれども、そのことは引き続きやりながら、さらに前に向かって進んでいくということを今後も続けていきたいと。その原点は、やはり町民の皆さんと向かい合うことだと、私はそう思っておりますので、いろいろなイベントにも会合にも顔を出して、多くの皆さんと話ができるようなことを引き続き努力してまいりたいと、そんなふうに思っておりますので、どうかよろしくお願いをいたしたいと思っております。

○議長（小林 勲君） 以上で、3番平野茂夫さんの一般質問を終わります。

暫時休憩をいたします。

再開は、11時45分といたします。

午前11時35分 休憩

午前11時45分 再開

○議長（小林 勲君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

一般質問を続けます。

次に、10番杉原重美さん。

○10番（杉原重美君）〔登壇〕 それでは、通告してあります4点、町長が最も重視

しております、商工政策、観光政策、教育、医療行政であります。わかりやすく答弁いただければありがたいなど、かように思っております。

それでは、商工政策、中心市街地活性化基本計画、この計画についてお伺いいたします。

これまで、商店街活性化対策は、各種の努力が払われてきましたが、ここ最近を見まして、大ざっぱに十四、五年間の間、残念ながら大きな変化は見られません。そこで、視点を変えまして、国も進めている地球温暖化対策絡みで、環境からの町並み形成について、大いに期待をしたいと思っております。

第2期美幌町都市計画マスタープラン、みんなが参加する町づくりの基本方針及び平成16年～平成27年度中心市街地活性化基本計画など、快適な都市機能の充実、緑豊かな町並み形成、そして「大好き！！生き生きエコタウンびほろ」、花と緑に包まれた環境に優しいまちづくりなどが示されています。また、第5期美幌町総合計画や道のほうの緑化推進地域の指定も受けるなど、これまで多様な取り組みがなされております。特に、街路樹の景観形成、整備などが議論されてきましたが、現況の取り組みと今後のプランをお伺いしたいと思います。

観光政策についてであります。

観光イベントの充実推進、そしてみどりの村の有効活用についてであります。これまでの総合計画の中に、観光イベント、体験企画の充実の取り組み、つまり時代のニーズに対応した新たなイベントの企画が載っております。現況と今後の取り組みについて、考え方をどうあるのかお伺いしたいと思います。

2番目に、既存の観光施設の有効活用を述べておりますが、みどりの村ができて20年を経過しております。市街地に最も近く、また、国道39号線にも近く、第2の観光施設としては少し狭いかもかもしれませんが、地の利を得ているものと思っております。昨今の職員の方々の努力により、少なからず町

民の目が向きつつあるように思い、関心を寄せておりますが、現況の分析と今後の活用についてお伺いしたいと思います。

第3、教育行政であります。

小児生活習慣病、俗に子供の成人病と言われております。小児生活習慣病についてお伺いいたします。

近年、食生活を取り巻く状況、環境は、子供たちの不規則な食事、偏食、孤食、はたまた農薬や食品添加物により食の安全性が問われております。特に成長期の子供だけに、事は重大であります。

これまでの知育、徳育、体育、それに食育が最近に加わってきております。全国的に、子供たちの生活習慣病の実態を把握するとともに、その傾向にある児童の早期発見に全力を尽くしているようではありますが、我が町の教育現場における現在の対応と対策はどのようになっているのか、お伺いしたいと思います。

第2に、教育行政のNIE、俗に教育への新聞活用の取り組みについてであります。

御承知のとおり、ことしは、新年度からこれらを盛り込んだ新学習指導要領が実施される年であります。情報では、それらを先取りいたしまして実施している学校の様子が全国の各所で報道されておりますが、我が町の現況、または今後の取り組みなどをお伺いしたいと思います。

それから、英語特区についてであります。

新年度から、英語教育の取り組みが始まります。4月から小学校5年生、6年生から始まります。英語特区の創設を受けて、5年ほど前から年々その成果を上げている学校が全国に出てきております。非常に先進的で、早くから取り組んでいるところもありますが、我が町の取り組みはどのようになっているかお伺いしたいと思います。

4項目の医療行政であります。国保病院の運営です。

全国的に医師不足が大きな問題となっており、市町村の悩みが顕著にあらわれておりま

す。幸いにも当町では、昨年は2名の医師が赴任されました。これらは、町長を初め担当の病院職員の方々の努力と、地域医療に理解をいただいた2名の医師の志によるものと敬意を表したいと思っております。特に、地方では総合診療科が求められておりますが、そのエキスパートである、東大医学部出身の杉浦先生と防衛医大出身の松井先生に来ていただきました。町民の大きな期待が寄せられました。

しかし、昨今を見れば、産婦人科も言われておりますが、整形や眼科の医師の定着が非常に町民の中で望まれておりますが、現況と今後の構想をお伺いできればと、かように思っております。

以上、よろしく申し上げます。

○議長（小林 勲君） 町長。

○町長（土谷耕治君）〔登壇〕 杉原議員の御質問にお答えをいたしたいと思っております。

3番目の教育行政については、後ほど教育委員会のほうから答弁をさせていただきたいと思っております。

初めに、商工政策についてであります。

中心市街地の緑化による活性化についてですが、モータリゼーションの普及、郊外型大型店の進出、さらには、町外への購買客の流出などによりまして、中心市街地の空洞化が大きな問題となり、その流れをとめるべく、平成16年10月に美幌町中心市街地活性化基本計画を策定し、町や商工会議所、町内の各商店街が活性化に向けて努力を重ねてきているところであります。現在までの商店街への町の主な取り組みといたしましては、街路灯設置に対する助成や電気料の負担、街なか居住促進のための借上公営住宅建設の支援、空き店舗活用に伴う補助、街なかをつなぐワンコインバス運行、地域通貨としてのスマッピーカード事業への補助などに取り組んでまいりました。これらの事業を実施したことにより、商店街の改善が図られてきているものと考えております。

商店街の緑化につきまして、町は各自治会

や商店街の要望に応じて、花樹育苗センターで育てた花の苗を配布し、配布された花の苗は、商店街の皆さんによって道路の植樹帯やプランターに植えられており、色とりどりに咲く花は買い物客を初め、通行人や通行車両の目を引くなど、景観の向上に一役買っているものと思われま。また、北2丁目から北4丁目の歩道には桜の木が植樹されていますが、さきに町で整備した桜通につきましては、新年度で補植し、桜並木の景観整備をすることから、より一層調和が図られるものと考えております。

今後につきましては、第7期美幌町地域緑化推進計画に基づき、町民が集い、憩いの場となるような空間づくりや各商店街の理解を得ながら街路樹の整備を図るなど、商店街活性化に引き続き積極的に取り組んでまいりたいと考えております。

次に、観光政策について、観光イベントと体験企画の充実についてであります。美幌町における観光イベントといたしましては、春の美幌峠まつり、夏の観光和牛まつり、そして冬のびほろ冬まつりの三つの祭りを観光行政として、継続と内容充実に向け現在実施しております。また、参加して楽しむイベント企画ということから、美幌観光物産協会と美幌歩こう会、そして美幌町が連携し、秋の美幌峠牧場ウォーキングを実施していますが、今年度より、春の翠明の滝探索ウォーキングも実施し、美幌川上流の景観を紹介したところであります。これからも、まだ余り知られていない美幌町内のいやされる景観の場所を選定し、季節に応じてウォーキングを通して、美幌町のよさを紹介できるプログラム開発を、美幌観光物産協会と引き続き進めてまいりたいと考えております。

今後につきましては、現在実施しているイベントの内容充実を努め、さらに地域住民や団体が新たに企画、実施したイベントに対し、求めに応じて町が支援することなど、町と町民の協働により観光イベントを充実していくために、観光振興に引き続き、積極的に

取り組んでまいりたいと考えております。

次に、みどりの村の有効活用についてであります。本年度、みどりの村利用状況は、1月末現在において、昨年度より約3,300人程度多い利用状況となっております。エコハウスの建設を初め、各種講習会やイベントの開催などにより、今まで以上に多くの町民の方々に足を運んでいただいております。みどりの村各施設においても、前年を上回る利用状況となっております。このことは、みどりの村各施設の役割などを生かした利活用により、憩いの場、余暇時間の活用の中での利用向上が図られてきたことによるもので、引き続き、企画、運営について努力してまいりたいと考えております。

今後の利活用につきましては、各施設の特徴や季節を生かしたライトアップ、自然観察会など、みどりの村が持つ自然、資源を一層生かす取り組みを進めながら、多くの方々に足を運んでいただき、愛される施設となるよう、引き続き運営を行ってまいりたいと考えております。

次に、医療行政について、国保病院の運営についてであります。御質問の医師確保対策についてであります。昨年は、2名の医師に着任していただき、現在、医療法で規定する医師の充足率が100%を超えることができ、医療環境のより一層の充実が図られるとともに、勤務医師の負担軽減や救急告示病院として、救急医療の確保が図られたところであります。特に、御指摘のとおり、新たな診療科として、杉浦医師による総合診療科、あわせて松井医師による専門性が求められる循環器内科の標榜により、より一層、医療の充実を図ってきたところであります。

これまで、医師招聘活動の結果、現在まで7名の医師が病院見学を行い、将来、美幌で勤務したいとの意向を示されている医師もいることから、今後も適切な時期に情報交換を行いながら、医師確保に努めたいと考えております。特に、医師招聘による整形外科の再開とあわせて、眼科は旭川医科大学へ常勤化

の要望を行いながら、将来を見据えた医師確保を図りたい考えでございます。

以上、御答弁を申し上げます。よろしくお願いをいたしたいと思っております。

○議長（小林 勲君） 教育長。

○教育長（川崎俊郎君）〔登壇〕 それでは、教育行政について、まず1点目の小児生活習慣病、小児成人病について御答弁を申し上げます。

御承知のとおり、学校においては、学校保健安全法の規定により、新小学1年生の就学時前には健康診断を行い、その健康診断の結果に基づき治療を勧告する、あるいは、保健上必要な助言、就学に関する指導を行っております。また、在校児童生徒には、毎学年定期に児童生徒の健康診断を行っております。

健康診断の検査項目は、身長、体重及び座高、栄養状態、脊柱及び胸部の疾病及び異常の有無、視力及び聴力、目の疾病及び異常の有無、耳鼻咽喉頭疾患及び皮膚疾患の有無、歯及び口腔の疾病及び異常の有無、結核の有無、心臓の疾病及び異常の有無、尿、寄生虫卵の有無、その他の疾病及び異常の有無、全部で12項目の診断を行っております。

御指摘の子供たちの生活習慣病の実態についてであります。この健康診断の結果を踏まえ、学校医の所見をいただき、それぞれ個別に保護者に対し疾病の予防措置を行い、または治療を促すよう対応しております。

平成22年度に実施した尿検査の結果では、児童生徒1,561名の検体提出があり、尿糖の陽性反応者はおりませんでした。そのほか、たんぱく、潜血については、少数の陽性反応者がいたことから、二次検査を行い、医療機関への診療を促し、対応しております。また、学習指導要領では、小中学校期は生活習慣の形成にとって重要な時期であることから、学級活動、総合的な学習の時間を活用し、生活習慣病と食習慣について考える指導が行われております。

一方、学校給食においては、文部科学省が定めている学校給食摂取基準に沿って学校給食

を提供しております。この学校給食摂取基準は、児童生徒の健康の増進及び食育の推進を図るために望ましい栄養量を算出しているもので、生活習慣病や過剰摂取による健康被害の予防を目的として、エネルギーやたんぱく質、脂質、ナトリウム（食塩相当量）など、栄養素の摂取量の基準が示されております。

近年、食生活の洋風化が進み、高たんぱく質、高脂質の食事が好まれる傾向にあります。食品の組み合わせや調理方法の改善を図りながら、嗜好の偏りをなくすような献立作成に配慮いたしているところであります。また、各学校PTA主催の調理研修が実施されており、学校給食グループの栄養士が食生活のあり方などの講師として支援もしております。

以上、学校においては、健康診断結果に基づく適切な対応と学習活動の中での指導、学校給食における対策について答弁をいたしました。やはり一番大事なことは、バランスのよい食事をきちんととり、運動するという基本的な生活習慣を身につけさせることが不可欠であり、このためにも、家庭における役割が大きいものと考えています。今後は、子供たちの偏食や食生活の乱れが目立ち、生活習慣病の増加が懸念されているため、偏食、肥満や食物アレルギーのある児童生徒に個別指導をしたり、家庭科等の授業で食に関する指導を行うとともに、家庭への啓蒙活動など、子供たちの健康を守るため、きめ細かな取り組みを行ってまいりたいと考えているところであります。

次に、2点目のNIE（教育への新聞活用）の取り組みについて御答弁を申し上げます。

教育への新聞の活用につきまして、現状におきましても、社会科などの授業で教材として活用しているところですが、平成23年度から実施する新学習指導要領において指導すべき内容として、新聞が明確に位置づけられ、多くの教科に盛り込まれました。例えば、小学校5、6年生では、編集の仕方や記

事の見方などに注意して新聞を読む、中学校2年生では、新聞やインターネット、学校図書館等を活用して得た情報を比較する、中学校3年生では、論説や報道などに盛り込まれた情報を比較して読む言語活動、などを学習することになります。

この根拠となる新学習指導要領の総則では、学校の教育活動を進めるに当たっては、各学校において、児童に生きる力をはぐくむことを目指し、創意工夫を生かした特色ある教育活動を展開する中で、基礎的・基本的な知識及び技能を確実に習得させ、これらを活用して課題の解決をするために必要な思考力、判断力、表現力、その他の能力をはぐくむとともに、主体的に学習に取り組む態度を養い、個性を生かす教育の充実に努めなければならない。その際、児童の発達の段階を考慮して、児童の言語活動を充実するとともに、家庭との連携を図りながら、児童の学習習慣が確立するよう配慮しなければならないとなっており、特に、新聞を活用した言語活動の充実により、学習活動や論理的思考、コミュニケーション、感性、情緒の基盤とした各教科での充実を求めていますので、美幌町としても指導計画策定等に当たっての配慮すべき事項として、学校に周知し取り組んでいるところであります。

3点目の英語特区についてであります。

御指摘の英語特区について事業を確認いたしましたところ、構造改革特別区域研究開発学校設置事業であり、制度概要として、地方公共団体が構造改革特別区域において、学校教育法に示されている学校教育の目標等を踏まえつつ、学習指導要領等の基準によらない教育課程の編成、実施を可能とするものでございます。取り組み期間に関しては、地方公共団体が当該計画を実施するに当たって適切な期間を主体的に設定することとされており、取り組みに要する経費等については、構造改革特別区域制度の趣旨にかんがみ、国は支出しないこととされています。このことから、美幌町において、構造改革特区制

度を実施するためには、教員を含めた学校体制の強化、財源の確保など課題が多く、非常に難しい状況にあります。

しかしながら、美幌町では、英語教育の重要性を認識し、小学校でいち早く英語教育を行うため、新たな制度である新学習指導要領が適用される平成23年度以前より2年前倒しをして、平成21年度から英語教育に取り組んでいます。当然のことながら、教育課程における外国語の必要性を認識し、平成23年度から実施される新学習指導要領の小学校5年生と6年生の外国語授業は、時数を各35時間以上確保することで英語教育を進めてまいります。また、小学校における外国語活動教科は、単に英語力を上げるためのものではなく、他者とのかかわる力の育成を目指したコミュニケーションを重視した、伝える力、聞く力を養うことをねらいとしており、表現力豊かな授業を積極的に取り組むため、現状においても、AET、英語指導助手を小学校へ派遣し、外国語を通じて言語や文化について体験的に理解を深め、積極的にコミュニケーションが図れるよう、現行制度の中で指導に取り組んでいるところであります。

以上、御答弁申し上げます。よろしくお願ひ申し上げます。

○議長（小林 勲君） 暫時休憩をいたします。

再開は、13時15分といたします。

午後 0時10分 休憩

午後 1時15分 再開

○議長（小林 勲君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

一般質問を続けます。

10番杉原さん。

○10番（杉原重美君） それでは、2回目の質問をいたします。

中心市街地活性化基本計画ですが、これまでの借り上げ住宅、空き店舗対策、いろいろ努力されているということは十分承知しておりますが、先ほども申し上げましたが、どう

も余りぱっと目に入ってくるものではない。町長は、改善が十分見られたという認識ですが、本当にそうかなと、かように思っております。

そこで、活性化について、先ほども申し上げましたが、商店街の緑化を考えていました。健康を考えるとという点で、年々、ジョギングをされる方がふえ、朝夕、休日には夫婦や友達、いろいろな方たちが裏通をジョギングされるのを見かけますが、緑豊かな環境のよい、こんもりとした木々の中の商店街という考え方はどうだろうかということでもあります。これまでの総合計画、緑化計画の中にはいろいろたわれておりますが、なかなかこれというような成果が目に見えてこないのがあります。もちろん、季節になりますと、花々が、商店街いろいろなところで彩りが目に入ります。これは、私ども別に否定するわけでもありません。このことについては十分理解をしているつもりではありますが、ただ、一時期だけの一過性であるという点で、非常に残念だなと、かように思っております。たしか予算を見ても、200万円以上、毎年かかっているのかなという気がいたしますが、一過性の問題であるということ、それから、町長や職員の皆さん、ヨーロッパ、外国に行った経験がおありだろうと思いますが、特にヨーロッパ、北欧などの住宅街を見ますと、花は飾っていますけれども、このあたりみたいに地面に置くというのは少ないですね。ほとんど2階の窓辺、3階の窓辺、それからベランダとか、視線に入る角度です。ですから、立体的に町全体が花々で、本当に見る目が物すごく違ってくるという点です。

振り返って、皆さん御存じのように、我が町はどうかというと、下にみんな置いてありますね。大通、筋では街灯のところどころぶら下げているのもありますが、まずほとんど足元に置くということで、非常に立体的ではないところが残念かなと、一工夫あるのではなかろうかということ非常に思っております。

職員も町長も皆さんそれぞれ、例えば東京でも名古屋でも大阪でも出張の折、または出かけた折に、特に有名な銀座の柳は、初夏から秋まで本当に緑がすばらしいです。ちょっと一步入った、例えば有楽町から西銀座のほうへ行くと、並木通りとか、みゆき通りとか、町長は昔、カップルで歩いたところだろうと、有名などころなのですが、渋谷でも表参道あたりを見ると、あのぎんなん、イチヨウ並木、それから、これも全国的にテレビでもよく出ます大阪の御堂筋のイチヨウ並木、あれもテレビで時期が来ましたら出ます。そんなわけで、本当にすばらしい環境であるということをぜひ認識していただいて、その辺を緑化計画の中で、実際に町の大通商店街を考えられたらいかがでしょうか。商店街中心地再開発計画積極支援と、国ではこの前、調べたら出ていたのですが、これを大きく国土交通省でうたっています。商店街の活性化に対して、物すごくやっているという現状があります。7次計画、緑化計画、これもわかります。そういう点で、町長、ひとつその辺の視点を変えた商店街づくり、いかがですか。

○議長（小林 勲君） 町長。

○町長（土谷耕治君） 今、聞いていて、私も出張などに行って、札幌あるいは東京あたりに行くと、東京あたりは本当にまとまった緑がかなり自然の状態に残っていたり、人口的に植えたものもありますけれども、神社仏閣を中心に、公園だとか、本当に見事な緑がつけられているなという思いはしています。また、街路もそうでありまして、表参道のイチヨウ並木も拝見しましたけれども、すばらしいものだなど。改めて、緑の大切さといいますか、この取り組みの重要性は、最近私も今まで反省しながら、つくづくそういったことが極めて重要だなという思いをしております。

緑をつくるということは、あるいは花で飾るといえることは、かなり息の長い仕事になってくると思うので、私どもでは、緑の回廊とかということが緑化推進計画の中に入ってい

ますけれども、一つに、ロマンチック街道ということで、かなり以前から取り組んでいる美幌峠までの、いろいろ地元の方に御不便をかけたり、交差点で見にくいということがいろいろありましたけれども、そういうことを解消して、今ようやく、多分、これからの春先、本当に青空に映える白樺は、今になって改めて長い取り組みの中で、ようやく形になってきたという思いがしております。そういった意味では、ああいうのはやはり大事にしていかなければいけないなと思っております。

あと、町の中で言いますと、街路には植樹升が設けてありますので、そこにいろいろな樹木を植えてあります。栄通に行くと、あそこはたしかイチヨウだったと思っておりますけれども、秋になると黄色に色づいて、物すごいきれいな状況があります。ただ、葉っぱが落ちるので、地域の方、庭先の方にはいろいろ迷惑をかけますけれども、そういった皆さんの御協力を得ながら、改めてこの町の中、そして周辺を緑で覆うというのは極めて重要なことなのだという認識を、遅いかもしれませんが、改めてしているところであります。

それで、美幌で木の名前がつくということで、桜通がありますので、いわゆる1号道路というところにありますけれども、今、道道として、花見橋から改修していただいておりますけれども、あれがつながってくると、向こうから入ってきたときに桜並木でも見られれば、桜通という名前のおりでありますから、そんなことも新年度から取り組んでいこうということでもあります。

美幌という名前で、本州の方には非常に美しい名前だということで、いろいろ評価をいただいておりますので、ふさわしい名前に沿うような緑化についても配慮していかなければいけないと、そんなふう考えております。

○議長（小林 勲君） 10番杉原さん。

○10番（杉原重美君） 非常に前向きな答弁ですが、ただ、残念なことに、例えば基本

計画の中に公園緑地墓地というところが入っているのです。これを見ていたら、これまでも従来そうなのですが、今、町長おっしゃられたように、公園だとか森だとかという、東京のこともちらっと言うておられましたが、それはそれでいいのですよ。問題は街路なのです。どこを歩いても、内地のほうに行くとすばらしい街路樹が目に入る。この計画を見てもそうですよね、道路の街路樹の写真を使っていますよね。これでなければいけないと思うのですよ。ぜひ、そういうことも考えてほしいと思いますし、それから緑化配置計画、これを見ても、この地図の中には道路に沿った街路の概念がないですね。それこそ、公園とかそういうものが中心になっていることは、感覚が残念ながら違うのかなと、視点が違うのかなと思っております。それでも町長が懸命にそういうことを目指しているということをお聞きしたので、これはこれで時間というものを考えますと余り詳しくできませんので、前向きに実行したいということであれば、私はこの問題について、これで終わりたいと思います。

それから、次の問題、観光です。観光イベントの充実、推進、あわせてみどりの村ということでもあります。

先ほどの答弁の中で、地域、団体の新たな企画をするというような、実施したイベントに対して町が支援するということが、現在、これについて案とか何かあるのでしょうか。それと、これは余り知られていないような景観とか、または新しい何らかのイベントということで、町民の方よりいろいろなアイデアの提出を考えているのか、それとも、こちらのアイデアを町民に諮って、町民の反応を考えるというようないろいろな方法を考えておられるのかどうか、その辺のところ、もしありましたらよろしくお願ひします。

○議長（小林 勲君） 町長。

○町長（土谷耕治君） 美幌町も、いろいろな季節にあわせたイベント、随分やっております。そして、私も改めて調べてみたのです

けれども、非常に美幌のイベントというのは、歴史が長いものが結構多いなど改めて実は感じました。例えば、峠まつりで言うと56回です。それから、多いといえますと、和牛まつりがもう31回目、31年を数えているということでもありますし、デュアスロンに至っては24回、それから、ふるさとまつり、これが19回と、それから旧産業まつりで、今、収穫感謝祭と言っておりますけれども、これが24回ということで、一つ一つを見ると余り感じませんが、全体を取りまともてみると、非常に長い回数を重ねている部分が多いということで、これは多分、たとえば言うと、和牛まつりあたりも時代によって見直しをして、昔はたくさんの方に来ていただくということで、有名な歌手の方に数百万円かけて来ていただいて集客したということをやっておりますけれども、最近、財政的なこともありますけれども、より町民の皆さんにステージを開放しようということで、そういったイベントの見直しなどとして、そんな中で回数を重ねてきたということでもありますので、新しいイベントをとということですが、今、具体的なお話はできませんけれども、先ほど出ていた中心市街地ににぎわいを取り戻すために、いろいろなものをそこでできるようにするとかということも、一つの考え方ではないかなという思いをしておりますので、いずれにしろ、今あるこういったイベントを見直しながら、新たな時代に合ったイベントに少しずつ変えていくとか、そういうこともやっていかなければいけないなど。そして、新しいものは新しいものでまた取り組んでいくと、そんなところだろうなと思っております。今、思いつくのはそういうところがございますので、よろしくお願ひをしたいと思います。

○議長（小林 勲君） 10番杉原さん。

○10番（杉原重美君） 美幌峠のまつりにしろ、和牛まつりにしろ、ずっと続いている。本当にこれは、継続は力なりと昔から言われますが、これはすばらしいことだと、か

ように思っておりますし、我々町民としても、これを何とか全国規模の、もっともっと有名なものにしたいなと思っております。ただ、それに続く、これはというものがなかなか生まれていないのではないのかなと。そういう点で、やはりある程度、何とか美幌に新しい集客をするイベントができたかというようなことを、ぜひ町のほうで考えていく必要がそろそろあるのではないのかなと思っております。

それから、みどりの村の件ですが、同じように、あそこは集客力のあるような場所だと私は思っているのです。広場自身が、1万人も入るような広場はないのかもしれませんが、それなりに、グリーンビレッジにしても、奥のキャンプ場にしても、博物館前の広場にしても、考え方によってはまだまだ十分できる可能性はあると思うのです。ですから、そういうことを考えれば、あそこは私は第2のすばらしいイベントのできる可能性のあるところだと思います。もちろん、国道から見ても目に入ります、市街地からも近いという点から考えたら、これはもう何としてでも、我々町民としてはあそこに集客力を持てるすばらしい場所にしたいと思っております。

観光政策については、町長が十分認識しているということで、あと一言、よろしく願います。

○議長（小林 勲君） 町長。

○町長（土谷耕治君） 最初に中心市街地のお話をされて、また観光政策についてということで、二つにわたってお話がありました。今、いわゆる美幌バイパスというものが、高野から女満別空港の前に、美幌インターを間に設けて開通していると。片一方では、北見道路が間もなく端野までやってくるという、恐らく将来はつながっていくだろうと。そうすると、広域圏の中で、北見を含めて、陸別、足寄方面、あるいは旭川方面から来たときに、それこそバイパスになってしまうと、すり抜けになってしまうという危機感を将来

にわたって持っております。

それで、いかにあそこでおりにいただくかということは、町なかの勝負だと思っておりますので、1号道路ができ、桜通が、花見橋がしっかりかかってくると、やはり中での魅力をどうつくっていくかということで、これは商店街のいろいろなにぎわいもそうですし、街路の問題もそうですし、今お話あったみどりの村、これはやはり隠れた美幌の財産と言ってもいいと思うのですけれども、もうちょっと町民の皆さんに来ていただいて、高い評価をいただきたい施設だと思っておりますけれども、職員も懸命に頑張っていて、いろいろなイベントをやっておりますけれども、そうしたトータルの、みどりの村を含めて、観光イベントを含めて、いかにこの町にブレーキをかけておりていただいて、この町に来ていただけるかというところが、この町のにぎわいのかぎを握るのではないかなと思っておりますので、そういう将来展望も含めて、できるものからしっかりとやっていきたいと、そんなふうに思っております。

みどりの村の具体的な取り組みは、経済部長がおりますので、せつかく評価をいただいたわけでありますから、経済部長のほうからも答弁をさせていただきたいと思っております。

○議長（小林 勲君） 経済部長。

○経済部長（平野浩司君） 基本的には、今、町長が丁寧にお答えしたとおりでございます。日常的にみどりの村を任されているとか、お預かりしている部分においては、答弁書の中にも町長が答弁いたしましたように、本当に魅力あるところ。それで、今後については、例えば四季折々のライトアップをやったりしております。そのやり方が全体的に中途半端的なところがあります。そういうものをきちんと、例えば一定期間、夜間も散策できるとか、今、議員が取り組んでいただいている桜、この辺を、今、いろいろな植種を植えていただけるということでありますので、やはりそういうものの融合を図って、今以上に皆さんに来ていただける、皆さんと

いうのは、町民が来ていただける、また、美幌の近辺を通る方々がそこに寄っていただけるような環境整備、それからイベント等を今以上に実施していきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（小林 勲君） 10番杉原さん。

○10番（杉原重美君） ありがとうございます。

一生懸命にやっておられる姿勢を、私、常々あそこを見ておりますが、本当にぜひあそこの開発、推進をしていただきたいなど、かように思っております。

それでは、医療行政のほうに行きたいと思っております。教育は後にします。

現在、7名の先生方が来院され、視察されていかれたと聞いておりますが、非常にあちこちの市町村では、お医者さんが来なくて、八方手を尽くしてもいないところが、美幌では、町長を初め、それなりの担当職員の皆さんが一生懸命に八方手を尽くしていられた結果、現在7名ということではありますが、これらは本当に素晴らしいと思うのですが、どうなのでしょう、その7名の中で十分可能性があるかと、近いなど、ありがたいという可能性は、7名の中にはおられないのでしょうか。感覚的にどうなのでしょう。

○議長（小林 勲君） 町長。

○町長（土谷耕治君） 7名の方が、今、見学に来たり、興味を持って連絡いただいているということで、本当に今この医師不足の中、きょうたまたま新聞を見ましたら、斜里の件が出ておりました。私どもは、そういった意味では、かなりの人数がいるということで、その中でも、まだ引き続き見学をしたりということで、その中で心を決めたいという先生方がおられるようであります。非常にありがたいことだと思っております。これは、私がこういうことで取り組みができる、あるいは、病院の内澤院長を初め事務長以下、本当にこうやって一生懸命できるのは、議会の皆さん、この前の常任委員会の報告にもありましたように、強い後押しがあつてのことだ

と、そんなふうになっております。

今、調整中という先生方もあります。できれば、この会期中にでもいい報告ができるように、今、最終段階のところで調整をしておりますので、できる限り早く決断を促しながら、こちらでも決断するようにして、いい報告ができるようにあと数日頑張りたいと、そんなふうになっております。

○議長（小林 勲君） 10番杉原さん。

○10番（杉原重美君） 今、非常にありがたい情報が一つふえまして、今議会中にでも、その中の手ごたえのある先生が、何か反応が出てくるのかなという推測がされるということは、非常にありがたいと思っておりますし、本当に今まで整形とか産婦人科とか眼科、手術ができる、特に眼科なども欲しいなという町民の方もございますし、そういう点で充実したら本当に素晴らしいと思っております。

それから、これは私もびっくりしたのですが、ある町民の中で、まことしやかに話をしてびっくりしたのですが、今、国保は赤字でしょうと、赤字で何千万円もかかるお医者さんを招聘して、また赤字をふやすのという人がいるのです。私は、いやいや、例えばお医者さんが何千万円かかるか、それはわかりませんが、それによって患者さんもふえるし、相乗効果というのはお金にかえられないのだよと、素晴らしい効果があるのですよと、赤字がふえるということはないよということをお話しして、えっとびっくりしていたようですが、その辺のところ、町長ちょっと説明をしていただきたいなど。

それからもう1点、やはりお医者さんをあれる場合は、どうしても人脈が大事ですよ。斜里の村田町長も、私、議長時代、同僚だったので、よくコンタクトをとったり話したりするのですが、彼は本当に四苦八苦して、ようやく1人固定が決まったと大喜びしておりますが、やはり人脈が大事だと思うのです。恐らく町長だって、新任の先生2名来られたら、歓迎会であろうが懇親会であろうが、いろいろ常にして、そしてコンタクトを

とりながら、新任の先生の人脈をたどって新しいお医者さんがという可能性もなきにしもあらずということで、非常に大事だと思います。そういう交流は、町長きちんとやっているのでしょうかと思いますが、よろしくお願ひしたいと思いますが。

それから、これは我々の委員会の中でも出ておりましたが、医師住宅です。できれば北海道らしい医師住宅をどうだろうと。これは、本当に私も内地だと思のですが、北海道はでっかいどうということ、内地でしたら50坪、80坪の世界が、北海道へ来ると150、200坪の世界、それは内地から見たらびっくりしますよ。そういうようなことを考えて、せっかく内地から来ていただけのでしたら、そういう環境で住んでいただければ、そのお医者さんが同僚の仲間を呼ぶということもあるのですね。遊びに来ないかということで、また広まると思うのです。町の認識にもつながると思いますから、そういう点も十分考慮の中に入れて前へ進めていただけないかなということ。とりあえずその辺で、簡単にまとめてお願ひします。

○議長（小林 勲君） 町長。

○町長（土谷耕治君） 先生方、これだけ来ていただいて、赤字大丈夫かというお話でありますけれども、もちろん先生方には、どんどん収益面で上げていただく。中では、コスト削減のための努力も、今までもしてきておりますけれども、しっかりやっていきたいと。

それで、今、ざっくりした話をしますと、2億8,000万円ぐらいだと思いますけれども、一般会計から国保に出しています。そして、そのうち大体2億円ぐらいが交付税措置されておりますので、年によって違いますけれども、大体五、六千万円程度が真水で持っていつているということです。近隣の話聞きますと、自分のところで国保病院を持っていないところでも、5,000万円、6,000万円という話ですから、これは私が言うのも手前みそになりますけれども、大

健闘しているのではないかなと。それは、事務方を含めて、先生方の御努力のたまものだと思っておりますので、赤字のこともありますけれども、やはり町民の皆さんの精神的な安心・安全をしっかりとするために医師確保に努めたいと、そんなふう思っております。

人脈のお話もありました。もちろん大事でありますけれども、やはりこれは美幌町の総合力だと僕は思っております。総合的な、いろいろな今までやってきたまちづくり、そして、今、こういう町になっているという、その総合力が、多分、先生方の評価を受けているのだろうと、そんなふう思っております。もちろん、議会の皆さんの力強い後押しもあって、我々も思う存分、来てくださいということ胸張って言えるということは、極めて我々にとっては大きな力になっております。今後ともよろしくお願ひしたいと思ひます。

あと、住宅の件、今まで向かいのマンションで入っていただきましたけれども、今回、例えば来てくれるとすると、違うところでということ、一軒家でもなるべく借りれるようなことを考えていきたいと、そんなふう思っております。

○議長（小林 勲君） 10番杉原さん。

○10番（杉原重美君） それでは、大体おおよそのことは承知いたしまして、十分、町長もそのようなお考えのようですので理解したいと思います。

ただ、何度も申し上げますが、手術のできる眼科ですか、これは町民の人は非常に望んでいるようです。そして、今度、着任される方は、整形を含むのかどうかということもありますし、ひょっとしたら産科でもなるのか、これはわかりませんが、とりあえず希望を持って、ぜひ町民の要望にこたえられるような方向でいけばいいかと、かように思っております。それこそ、安心・安全、住みよい町となるのではないだろうか、かように思っています。

それでは、教育委員会のほうへ参りたいと

思います。

時間が迫ってきました。教育委員会のほうで、小児成人病ということであります。これは、食育基本法の制定が2005年度、それから食文化、飽食の時代で、これは大変だというようなことになってきました。飽食の時代で、子供の食べ残しの深刻度というのが物すごい懸念されてきているということであります。これは家庭で一番わかるのですが、もともと親の偏食が、まるっきり本人が気づいていないもので、子供にも影響しているということが結構多いようであります。

一つのデータの中で、埼玉県のある町ですが、平日の午後過ぎになると、給食センターに残った残飯が集まってきます。残飯の多さにびっくりしたと。たまたま年配者の担任が、昔からは考えられないと。食べ物への感謝がまるっきりないということで、これは大変だということで、その先生が調査をしなければいけないなということで、改めて調査を始めたようでもあります。そこで判明したのが、一般に言われる小児生活習慣病というのですが、俗に大人の生活習慣病なのですが、この前、東京都のほうで発表されましたが、その中で小学校が41%、中学校で約40%、高校でも36%、この数字を見て、東京都でびっくりしているわけです。これは東京都だから、地方とは違うのかもしれませんが、東京都を見ただけでこれだけだと。では、ほかのところを参考にと調べてたら、沼津が出ておりました。沼津も、コレステロール値が200を越す児童が18.5%いた、小学校です。それから、3.6%の児童については、230を越す児童がいて、それこそびっくりしたと。これは、どうするべきだと。

それから、岐阜県の笠松でも同じような経過が出て、これは何とかしなければならぬということで、毎年、血液検査をすることになっていると。もちろん、これは無料だと。この血液検査では、糖尿病発見になるのであろう、総コレステロール、それから中性脂肪、HDLコレステロール、LDLコレステロー

ル、動脈硬化指数、尿酸、貧血検査、年1回、これは無料で小学校でやるということであります。この辺のところのデータなど、皆さん学校の担任の先生が最初に聞いてびっくりしたということがあるのですが、現状どのようになっておりますか。わかればお伺いしたいなど、かように思っております。

○議長（小林 勲君） 教育長。

○教育長（川崎俊郎君） 今、血液検査のお話がありましたけれども、美幌町の場合、血液検査まで至っておりませんで、ただ、個別にいろいろな検査の中で、いわゆるコレステロール値が高いとか、小児成人病の傾向を示している子供たちというのは、それなりに把握をしているという状況でございます、美幌の小中学生、体系的に今の状況を把握しているという状況にはございません。

○議長（小林 勲君） 10番杉原さん。

○10番（杉原重美君） これから把握して、きちっとやっていきたいということですね。わかりました。

○議長（小林 勲君） 教育長。

○教育長（川崎俊郎君） 血液検査、全体的にやりますと、さまざまな、いわゆる大人の成人病の検査みたいな形になるかというふうに思いますけれども、実態としては、今、杉原議員おっしゃっていたように、美幌の体力・運動能力調査においても、やはり肥満傾向にあるということであります。それがどうということになるかという、やはり小児成人病につながっていくと、こういう実態にもございますので、今、全小中学生、血液検査を直ちにやるというふうに、お答えはちょっとできかねますけれども、でも、そういう状況を把握しない限り、次の手をなかなか打てないというようなこともあろうかと思っております。十分検討をさせていただきたいと思ます。

○議長（小林 勲君） 10番杉原さん。

○10番（杉原重美君） このことについて、香川県の香川短大の北川先生、学校給食の時間を重視していないというのが既におか

しいと言うのです。常に担任の先生が食事をいつも見ているのだから、結局、おかしいのではないかということで、この北川先生というのは、これを発表してから各地で講演依頼があるそうです。非常にこれは、10年、20年後先を見れば、大変なことだろうと思っています。今すぐ、それは取り組んでいただければありがたいなど、かように思っております。

それから、時間が押してきましたので、次、NIEの問題に行きたいと思います。

このNIEは新聞活用で、ことしの4月から取り入れられるということで、非常に私、これは昔、例えば20年前、シンガポールへ子供を連れていったときに、あそこは既にNIEを取り入れてやっていました。物すごいことだなと思って、帰ってきていろいろ関係者の方にお話しした経緯があるのですが、今、ようやく国もそうだ、我が町もやってほしいなど。日本新聞協会からの、これをお持ちかなと思うのですが、教育関係者、教育委員会、恐らく持っていると思うのですが、これはつい最近、ほんのわずか最近に出された資料です。これは売っていません、ルートで配布のあれです。

これによると、本当にすごいこと、いっぱい参考になることがあります。教育長わかっておられるかと思いますが、そんなことで、単なる編集の仕方とか記事の書き方と入るのではなくて、英語教育と同じで、新聞に興味を持たせることから始めないといけないと思うのです。以前に私、小学校へ授業参観に行ったときに、チリ紙を持ってきて、子供にいろいろなことを言っていました。すると、子供たちは、食べ物です、チリから入っている、どこから入っているということが、広い世界から入っていることを子供たちが気づいたように、その点、十分に入りやすいことから入っていただきたい。

それから、英語特区のことについても、これは非常に先進国、先進町、市、例えば金沢は昔から教育圏ですが、5年前からやってい

ます。それがすごい勢いで、最近ではふえて2級まで取っています。中学校では、最低3級を3年生が全部が取ったと、そのくらい教育効果が上がっています。美幌では、北中に聞いてみましたけれども、10人、15人、3級、4級です。美中はまだ把握の途中だということですが、とりあえず大事なことです、ぜひひとつその辺のところをしっかりと教育に取り組んでいただいて、この答弁を聞いて終わります。

○議長（小林 勲君） 教育長。

○教育長（川崎俊郎君） NIE、新聞を活用しての授業ということであります。これは、新しい学習指導要領がスタートするからどうのこうのということではなくて、これは大変重要な教材でもあるというふうに私は考えています。今後、新しい学習指導要領、23年から小学校、24年から中学校がスタートいたしますけれども、改めてこれを機に、さらに新聞を教材にしたさまざまな授業を展開していただくように、私どもも十分な指導をしてまいりたいというふうに思います。

それから、英語の話でありますけれども、今、議員お話にあったとおり、中学校両校で実は検定試験、それ相応の人数がいると、その学校で教頭なり、あるいは英語の先生方が検定員になってやっております。3級、4級、5級のレベルではありますけれども、北中35名、美中43名ということで取り組んでいる状況にあります。ただ、これも、ここまでやったらいいという話ではございませんので、今回の新しい学習指導要領の基本的なところは言語活動。言語活動というのは、何も日本語だけの話ではなくて、そういうものを含めて理解力をとということでありますので、この英語につきましてもしっかりと取り組んでまいりたいというふうに思っておりますし、実は、小学校でも、もう既に進めておまして、先ほどの答弁の中で2年前倒してやっているということがございます。今後は35時間、週1時間というペースではありますけれども、その中でしっかりと対応してまい

りたいというふうに思います。

以上です。

○議長（小林 勲君） 以上で、10番杉原重美さんの一般質問を終わります。

暫時休憩をいたします。

再開は、14時といたします。

午後 1時53分 休憩

午後 2時00分 再開

○議長（小林 勲君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

一般質問を続けます。

次に、8番坂田美栄子さん。

○8番（坂田美栄子君）〔登壇〕 私は、2項目3点についてお伺いをしたいと思えます。通告してございますので、適正なる御答弁をいただきたいと思えます。

まず最初に、いじめの問題なのですが、このいじめ問題は一時期社会問題として大きく取り上げられてきました。今では落ちついたように思われておりますが、道教委が本年度に行ったいじめ問題への取り組み状況調査の結果によりますと、学校が認知したいじめの件数は、前年度に比べると183件増加しています。被害を受けた子供のうち、不登校となったり保健室登校となっている状況にもあります。

美幌では、しっかり取り組まれていることと認識しているところですが、状況と対応策についてのお考えがあればお聞かせいただきたいと思えます。

次、不登校問題についてです。不登校問題については、教育専門相談員の方が中心となって取り組まれているということは十分承知しているところですが、特効薬が見つからないというのも現状なのではないでしょうか。都市では、勉強のおくれから、不登校が長引くなど悪循環となることから、学習指導を引き受ける家庭教師ビジネスが急増しているようです。不登校やひきこもりの子を持つ親には、どうにかしたいという切実な思いがありますが、経済的な余裕もない家庭がふえ

ております。本来は、公的サポートを受けられるべきものですし、昨年4月に施行された子ども・若者育成支援推進法では、訪問支援の理念を明確に打ち出しており、その具体化が行政に求められていますが、教育委員会としての考え方があればお聞かせいただきたいと思えます。

次に、福祉行政のDVに関する相談窓口と支援体制についてということですが、DVとは、ドメスティックバイオレンスのことで、同居関係にある配偶者や内縁関係の間で起こる暴力行為ですが、近年では、同居の有無を問わず、元夫婦や恋人など近親者間において起こる暴力行為全般を指す場合もあります。配偶者からの暴力事案の対応状況については、全国的には年々増加しており、2002年で1万4,140件、2009年で2万8,158件と2倍になっております。その内訳を見ますと、婚姻関係が全体の72.8%、相談者の性別では女性が圧倒的多数で98.8%ですが、男性が被害者である場合も少なくなく、相談件数も増加している状況にあります。

北海道では、女性によるDVが男性の殺人に発展した事例もあったことから、男性の一時保護の検討も始めているということです。いずれにしても、相談窓口と支援体制づくりが必要だと強く感じているところでございますが、町としての考え方があればお聞かせいただきたいと思えます。

もう1点、児童虐待について、児童虐待に対する相談窓口と支援体制についてということですが、近年、全国各地で児童に対する虐待による死亡や傷害事件が相次ぎ、大きな社会問題となっています。そのため、児童福祉法及び児童虐待の防止等に関する法律が改正され、児童虐待防止対策の充実、強化が図られてきました。虐待防止への対応が地域に根づいていくためには、町民の理解と協力が不可欠となってきています。

町としては、子育て支援相談窓口の体制が整っていると思われませんが、密室の中で起こ

る状況ですので、地域との連絡体制がしっかりと整備されていかなければならないと考えています。相談窓口と支援体制についての考えがあれば、お聞かせいただきたいと思います。

以上、4点について、前向きな答弁をお願いしたいと思います。

○議長（小林 勲君） 町長。

○町長（土谷耕治君）〔登壇〕 坂田議員の質問にお答えを申し上げたいと思います。

1の教育行政については、後ほど教育委員会のほうから御答弁を申し上げたいと思います。

初めに、福祉行政についてのDVに対する相談窓口と支援体制にということでございます。DV防止法は、配偶者からの暴力を防止し、被害者を保護するため、平成13年10月に法律が施行され、本町においては、DV防止法に基づいて広報やホームページなどで、夫やパートナーからの暴力やストーカー行為など悩んでいる人に対し、随時相談の受け付け体制を行っております。

DVの相談窓口は、総務部住民活動グループが担当となっておりますが、相談の内容によっては、民生担当、公営住宅担当、教育委員会など関係部局との連携を図り、必要に応じて、美幌警察署、オホーツク総合振興局、配偶者暴力相談支援センター、さらには民間団体のウイメンズきたみなどへつなげる体制をとってきているところであります。

本町のDVに対する相談件数につきましては、平成19年度は2件、平成20年度は6件、平成21年度は3件、平成22年度2月末で1件という状況になっておりますが、今後においても、DV等の被害者がいつでも相談できるよう、各関係機関と連携をとりながら取り組んでまいりたいと考えております。

次に、児童虐待に対する相談窓口と支援体制についてであります。厚生労働省の発表によりますと、平成21年度に全国の児童相談所で対応した児童虐待相談対応件数は4万4,210件で、対前年度比103.6%と

なっており、依然として増加傾向にあります。特に、子供の命が奪われるなど、重大な事件も後を絶たない状況において、児童虐待問題は社会全体で早急に解決すべき重要な課題となっております。

こうした状況を踏まえ、国は平成16年に児童福祉法及び児童虐待の防止等に関する法律を改正し、これまでは主に児童相談所及び警察が中心となって対応しておりましたが、市町村においても児童相談に応じることとし、児童相談事務を適切に行うために必要な体制を整備するなど、児童相談にかかわる主体をふやすとともに、その役割を明確化することにより、地域における児童相談体制の強化を図っております。

このようなことから、美幌町におきましては、平成17年11月に美幌町、児童福祉関係として民生児童委員、主任児童委員、人権擁護委員、北見児童相談所、NPOマイスペース美幌及び美幌町青少年育成協議会、保健医療関係として美幌医師会及び北見保健所、教育関係として教育委員会を初め校長会、美幌高等学校、美幌農業高等学校及び各幼稚園、警察司法関係として美幌警察署等を構成員とし、要保護児童対策地域協議会を設立したところであります。

御質問の相談窓口については、民生部児童支援グループが窓口となり、相談事案について主たる担当者からなる受理会議を開催し、調査等を行い、北見児童相談所に報告し、緊急を要する場合は、一時保護または立入調査となる判断を行っている状況にあります。この後、各関係機関、北見児童相談所及び美幌警察署と連携を図り、各関係機関などの担当者による個別ケース検討会議を開催し、事案に対する認識の共有を行い、支援方針の確立と役割分担を決定し、児童虐待の防止に努めているところであります。

要保護児童対策地域協議会の設立により、多数の関係機関が参加し、それぞれの役割を担いながら対応を検討する仕組みがつけられ、より迅速に包括的な支援ができる基盤が

整備されておりますが、今後、さらによりよい支援を実現するため、関係機関や地域住民との積極的な連携強化や多様化するケースに対応するための専門性の強化に努めてまいりたいと存じますので、よろしく願いをいたしたいと思っております。

以上、御答弁を申し上げます。よろしく願いをいたしたいと思っております。

○議長（小林 勲君） 教育長。

○教育長（川崎俊郎君）〔登壇〕 それでは、教育行政について御答弁を申し上げたいと存じます。

いじめ問題についてであります。いじめ問題につきましても、北海道の実態調査により、平成22年の4月から12月9日までに認知した件数は、全道で3,640件であります。このうち、解消したものは3,174件であり、その割合は87.2%となっております。

本町における本年度の調査は、アンケート、教育相談などにより、児童生徒からいじめを見たり聞いたりしたなどという子供が訴えた件数は、小学校で140件、中学校で4件ですが、学校が適切に対応し、いわゆるいじめと認知した件数は、小学校、中学校ともに報告はございません。そのいじめとして認知しなかった理由として、調査の回答が、悪口を言われた、たたかれた等の内容であり、担任の日ごろの見取りをもとにした判断と、生徒指導部を中心とした全体的な検討の結果、この調査では、いじめには該当しないと判断したためです。

児童生徒の相談先としては、学級担任、学級担任以外の教職員、教育相談員、保護者や家族など複数の機関等に相談していることが判明しており、児童生徒にとって相談しやすい状況にあると考えているところであります。このいじめ問題に対する日常の取り組みとしましては、常に実態の把握に努めるとともに、早期の対応が不可欠であり、子供たちの目線に立ち、いじめを受けた児童生徒の立場に立った的確な判断をとることが重要であ

り、そのためにも、学校においては、まず一つ目として、いじめの定義等の自己点検確認徹底として、「当該児童生徒が一定の人間関係のある者から、心理的・物理的な攻撃を受けたことにより精神的な苦痛を感じているもの」という、いじめの認識を日々新たにし取り組むこと。二つ目として、学校における対応体制の基本確認徹底として、いじめはいつでもどこでもあり得ることを深刻に受けとめ、学校のみでの解決に固執することなく、学校外の対応についても消極的にならず、また、ささいな問題も軽視することのないよう、徹底していじめられた児童生徒を守り通すという認識を教員一人一人が日々新たにしてい取り組むことの2点を確認し、常日ごろからの体制、点検の徹底を図っております。

さらに、各学校の具体的対応状況としましては、一つ目として、職員朝会、職員会議等における教職員の意識啓蒙、取り組み徹底の指示及び生徒指導関係の報告、連絡、相談など情報を共有しつつ、学校一丸となって取り組みを徹底すること。二つ目として、全校集会による全児童生徒へのいじめ問題の指導啓蒙、三つ目として、生徒指導委員会等によるいじめ対策体制の充実、四つ目として、参観日等行事ごとの保護者懇談の実施、五つ目として、危機管理マニュアルによる具体的対応確認徹底、六つ目として、情報の収集と保護者向け相談窓口明示並びに周知徹底、七つ目として、教育相談や教師、生徒の触れ合い活動を通じた生徒理解、コミュニケーション活動の強化、八つ目として、学校だより、学級通信、啓蒙チラシ等による全児童生徒、保護者への啓蒙・啓発などを初め、2者面談、3者懇談等による情報収集、相談の実施等を含め、種々の対応を講じ、今後も継続して、教育関係者はもとより、関係機関、団体並びに家庭や地域社会との連携協力のもとに、一層の取り組み徹底を図ってまいりたいと考えているところであります。

2点目の不登校問題についてであります。美幌町における不登校児童生徒の状況につき

ましては、30日以上欠席児童生徒数は、平成21年度の数値では、小学校で6人、在籍比0.52%、約191人に1人、中学校で13人、在籍比2.41%、約41人に1人、合計では19人で在籍比1.13%、約88人に1人となっており、合計で、平成20年度より1名ふえております。

不登校になったきっかけと考えられる状況ですが、小学校では、家庭内不和が3人、教職員との関係をめぐる問題が1人、家庭の生活環境の急激な変化が1人、その他が1人となっています。中学校においては、いじめを除く友人関係をめぐる問題が9人、教職員との関係をめぐる問題1人、その他本人にかかわる問題2人、不明1人となっておりますが、これらの問題は、ある特定の事情だけではなく、さまざまな問題が複合して起こり得る実態にあります。

学校、あるいは相談員の対応として、不登校問題について、研修会や事例研究会を通じて全教師の共通理解を図り、すべての教師が当該児童生徒に触れ合いを多くするなどして、学校全体で指導に当たっております。また、授業方法の改善、個別の指導など、授業がわかるように工夫を行い、登校を促すため電話をかけたり迎えに行く、あるいは、家庭訪問を行い、学業や生活面での相談に乗るなど、さまざまな指導、助言を行ってきました。その結果、登校できるようになった者もいるところであります。

御指摘のサポートの状況ですが、学校はもとより教育相談室、民生部の児童支援グループ、保健相談としては保健師、心療内科への受診、さらには児童相談所が対応しております。教育相談室の相談員は、訪問による相談も行っていますが、訪問されることに抵抗がある家庭も多く、相談の押し売りとならないよう苦慮しているところです。実際には、不登校による学習面だけではなく、生活支援も必要とする場合もあり、民生部と連携の上、取り組んでおりますが、時間のかかる問題でもあります。

また、学業の支援としては、フリースクールではありませんが、教育相談室の相談員がサテライト授業として、不登校児童生徒の自習の支援を行っています。今後とも、このような活動を行いながら支援体制の強化を図り、教育関係者はもとより、関係機関、団体並びに家族や地域社会との連携、協力のもとに不登校を根絶すべく、一層の取り組み徹底を図ってまいりたいと考えているところであります。

以上、御答弁申し上げます。よろしくお願ひします。

○議長（小林 勲君） 8番坂田さん。

○8番（坂田美栄子君） まず最初に、いじめの問題から再度質問させていただきたいと思ひます。

今、教育長から御答弁いただきましたが、本当に本町ではいじめの状況はない、それから、児童生徒にとっても相談しやすい状況をつくっている。また、学校全体の取り組み状況についても徹底した取り組みをされており、すばらしい取り組みだなという意味では理解をしているところですが、残念なことに、このいじめ問題というのが、社会問題として大きく取り上げられても久しいのですが、社会全体がいじめに対する有効な対策を見つけられず、現在、いじめ、自殺などの多くの悲劇が生まれているのも事実として上げられています。

今回、私がこの質問をさせていただきましたのは、学校全体、それから、このようにすばらしい取り組みはされているのですけれども、本当にこれでいいのかなという私の思いを聞いていただきたいなというのがあります。

というのは、今、学校では、子供たちに学ぶ喜びが与えられていないのではないかなという思い、それが一つ。それから、家庭でも、生きる喜びというものを与えられていないのではないかな、そんなところが問題になっているのではないかなというふうに私はとらえているところなのです。本当に子供た

ちが、学ぶこと、生きることに希望を持つことができないという意味をなしているのではないかなということなのですが、教育とは、私は希望だと思うのです。教育が本当に子供たちの育ちを支え、可能性を開くものになれば、死に至るようないじめというものは、自然に消えていくのではないかなというふうに私自身押さえているところなのです。

昔は、確かに私たちが育ったころは、いじめもありましたし、子供の中の社会全体として、その中にボスがいて、子分がいてという環境の中でも、きちんと社会性というものが身につけてきた状況を考えて、一番わかるのではないかなというふうに、私は、そういうことをこれから望むわけではありませんが、やりすぎもよくないのではないかな。かえって、子供たちに、きちっと整えてしまうことによって、考える力も生きる力もなくなっていくのではないかなというふうに、私としては考えているところです。

では、どうすればいいのかということになると、私たちは、学校で、地域の中で、伸び伸びと自分たちの考えをしっかりと相手につたえることができる、発表ができる、行動ができる、そういうような地域でのみんなの支えも必要なのではないかなというふうに思います。そこで、例えばの話ですが、それぞれの役割があって、学校の取り組みの中では、いじめない、いじめを許さない学校づくり、教師の役割としては、いじめをなくす教師の役割、子供たちの役割とすれば、あなたの身の回りにいじめに遭って苦しんでいる人はいませんか、そういうことを悟ってあげる役割、それから家庭の役割としては、生きる力の源は家庭であります。地域の役割は、子供の健全育成は地域みんなの責任です。相談窓口というのは、不安、悩み、不満、一人で悩まない、苦しまないという、それを助けてあげる役割ではないかなというふうに思います。この役割が守られれば、いじめはなくなるのかなとは思いますが、簡単なことではありません。

そこで、学校内外で子供たちの生活指導をする、例えば学校支援ボランティアを養成するとか、そういう考え方も必要になってくるのではないかなという思いがありますが、こういうことについて、教育長の考えがあればお聞かせいただきたいと思います。

○議長（小林 勲君） 教育長。

○教育長（川崎俊郎君） まず、冒頭、美幌の小中学校の中で、いじめがどういう状況にあるか。先ほどの答弁の中で、さまざまな対応策をお話し申し上げましたが、実にしても、今のところこういう対策、対応が、ある意味で功を奏しているのだろうというふうに思いますが、これはちょっと変わると、道内でもございましたし、内地でもいろいろ悲惨な状況に至った例がたくさんございますけれども、これは正直言って、あすは我が身、こういう状況に私はあるというふうに認識をしています。ですから、先ほどいろいろお話を申し上げましたが、今、このことで一生懸命頑張っています、しっかり取り組んでいます。そのことを、さらにそういう事態に至らないように、これをさらに認識を深めていくということが大事だろうというふうに思っていますので、決して先ほど申し上げたことが、これですべてというふうには全く思っていないということ、まず御理解をいただきたいというふうに思います。

それから、坂田議員、今、いろいろお話をいただきましたが、認識としては全く同じであります。つまり、学校においても、児童生徒間においても、あるいは家庭においても、地域においても、それぞれの役割というのがあるはずなのです。その中で、それぞれの役割をしっかりと果たすことによって、いじめが根絶できればいいのですが、子供たちの間で、いじめという言葉が適当かどうかわかりませんが、いろいろな摩擦ですとか、ある意味ではそういうことを乗り越えてということもあるのだろうと思いますが、いわゆる世間で言われているようないじめというのは、それぞれの立場の者が連携をすることによ

て、根絶に向けて進んでいけないのではないのかなというふうに思っています。

ちょっと前置きが長くなりました。今、御提案がありました、いわゆる学校内外での生活支援といいまじょうか、まさにこれも学校支援本部事業でさまざまなものを展開しているとか、あるいは、御承知のとおり、青少年に対する対応、委員長いらっしゃいますけれども、そういう取り組みもしています。これが、例えば、学校内外で生活支援をサポートできるボランティアを募るとい話になりますと、学校の中でそういう活動を展開するというのは、なかなか厳しいのだろうというふうに思います。そのかわりというわけではありませんが、地域の皆さん方が、小中学校、学校参観日、学級参観日のみならず、地域の方々、地域の子供たちがどう生活しているのだろうか、どう学校で生活しているのだろうか、ぜひそちらのほうに顔をひとつ向けていただいて、学校授業を参観いただきたいというふうに思います。つまり、そういう中で、子供たちがどのような生活を学校の中で送っているのかということ、まず御認識をいただければなというふうに思います。

それから、学校外といいまじょうか、登下校、あるいは帰ってからのことですけれども、これも教育委員会のみならず、民生部サイドでもさまざまな事業を展開しておりますし、登校、あるいは下校時の子供たちの見守りも実はしていただいております。つまり、何か新たなものをつくってこうやると、いろいろなものが解決できるということではないのだろうかというふうに思いますので、さまざまな面、いろいろな方向から、いじめのみならず、子供たちを見守っていただくということを考えていければというふうに思っています。

○議長（小林 勲君） 8番坂田さん。

○8番（坂田美栄子君） 今、教育長が答弁いただいたように、新たなものとなると、取り組むということになると、なかなか大変なことなのかなという思いも十分わかるような

気がいたします。例えば、今、登下校の見守りを十分やっているのも、私も承知しておりますし、あいさつ運動ということで、声かけ運動もやっているのも十分承知しております。それに加えて、例えば、地域の青少年相談員の方ですとか、民生児童委員の方ですとか、保護司会の方、女性の会の方、PTAの方、そういう方々と生徒が設定したテーマに基づいて、例えば、生徒の司会でグループ討議を始めるとか、そういうこともできないことではないのかな、やられている少年の主張も、私も何回か聞かせていただいておりますし、そういうことも必要なことだけれども、自分たちで企画をして地域の人たちに声をかけて、そういう機会を持つということも、一つの方法としてもあるのかなと、そんな思いもしております。

いじめのことについては、先ほど詳しく御答弁をいただきましたので、了解をしたいとは思いますが、やはり今後に向かって、子供たち、今、何が必要かという、コミュニケーション不足という、相手とのコミュニケーションが非常にとりづらい状況になっているというのは、間違いないことなのかなというふうに思うので、地域の人たちとのコミュニケーション、自分の友達同士とのコミュニケーション、年齢差とかいろいろなところでのコミュニケーションが、これから必要になってくるのかなという思いがありますので、そんなことも含めて、今後の取り組みとして向かっていってはどうかという思いを伝えたいと思いますが、今すぐできる、できないではなくて、今後の大きな課題の一つでもあるのかなというふうな押さえでお願いしたいなというふうに思います。もし、そのことについて、考え方がありましたらお聞かせいただきたいと思っております。

○議長（小林 勲君） 教育長。

○教育長（川崎俊郎君） お話としては本当によくわかりますし、思いは同じであります。

先ほど、児童生徒たちの企画でというお話

も、これも一つの方法だろうというふうに思います。ちょっと答弁が長くなりますが、思いをお互いにお伝えするというお話で話をさせていただきたいというふうに思いますけれども、いろいろな場面というのは、そういうことも含めてというふうに、私は考えたいというふうに思います。コミュニケーション不足、まさにそのとおりだというふうに思います。これも教育委員会の事業の中で、社会教育が中心にさまざまな児童生徒、あるいは博物館もそうでありますけれども、いろいろな事業を展開しておりますので、その中で、他の子供たちと、あるいは他の学校の子供たちと接触をすとか、通学合宿などもそうですけれども、そういう中で、子供たちがそれぞれお互いに接することで、そういうものを解消していければなというふうに思っています。

有効な手だてといたしましうか、方法があれば、これは決して新たな事業として取り組むことについては、何ら問題はないというふうに思いますし、そういうことは、やはり試行していかなければならないというふうに思っています。

○議長（小林 勲君） 8番坂田さん。

○8番（坂田美栄子君） このいじめの問題についても、再度質問していこうと思っております不登校問題についても、取り組む姿勢というのが大事ではないかなというふうに思っていますので、今後、課題をたくさん背負った中で、解決の方向で進んでいただきたいと思いますというふうに思います。

次、不登校の問題なのですが、この不登校の問題についても、学校全体で授業の方法、それから個別指導、わかりやすい授業の工夫など、さまざまな取り組みをされていることはよく理解をしているところでございます。さきにも申し上げましたように、いじめの問題についても、この不登校の問題についても、複雑、それから多様化した社会の情勢のひずみが、子供たちにあらわれているのが現状なのではないかなというふうに、私として

も認識をしているところです。学校の子供たちの社会性を磨き、自分の持っている力を一番発揮できる場所というのは、学校ではないかなというふうに思っておりますので、今、不登校に悩んでいる子供たち、一日も早い登校に向かっての努力をしていただきたいなというふうに思います。

それで、生徒指導に詳しい道大の教授の話によりますと、現在の道内の教員は昔と比べて多忙である、子供とじっくり向き合う時間が少ない。それから、子供が問題行動を起こす背景、根本的な原因を理解してやる余裕がないということも言われておりますが、この点について、美幌の現状としてはどんな押さえであるのかという思いもありますので、もし聞かせていただければいいところがありましたら、お願いをしたいと思います。

○議長（小林 勲君） 教育長。

○教育長（川崎俊郎君） 今、教職員の多忙、子供たちと接する時間が少ないという御指摘がございました。ある面で、そういう部分でございます。ただ、私、先生方にぜひお願いをしているところでございますけれども、小学校、中学校、教師を目指して教師になったわけですよね。だから忙しくてもいいのだと言うつもりは全くございませんけれども、その思いで、ぜひ子供たちと接していただきたいというふうに思っています。

余り踏み込むと、いろいろあるのですけれども、先生方、確かに土日、あるいは長期休業中、例えば冬休み、夏休み、子供たちのクラブ活動ですとか、そういう形で一生懸命携わってくれている先生も多いですし、教員の中で、美幌町の社会体育指導員ですとか、そういう形でいろいろかかわっていただいている。あるいは、スポーツの少年団の指導も一生懸命やっただいていたりとか、本当に頑張ってくれている先生がいます。その中で、もっともっと本当は余裕があればよろしいのでしょうか、今、片一方で、学校の授業数ですとかそういうことからいきますと、なかなか厳しいだろうなというふうに思っ

います。

話があちこち飛んで申しわけないですけども、きょうもテレビ、朝ちよっと見ていましたら報道されていましたが、先生方の定員、それから正職員ではない、期限つきと言っているのですが、その先生方の数が非常に多いです。このことが、もちろん金にかかわっての話でもあるのだらうとは思いますが、十分な先生方の手当がなされていないという問題も片一方であります。ことしから、小学校1年生35人学級と言っています。これは、道教委としては、もう既に35人学級を進めていますけれども、そういうようなことからいけば、先生の数はやはり、私としてもまだまだ足りないというふうに思っています。そういう意味では、先生方も大変な状況にあるのだらうかと、そういう認識でいます。

○議長（小林 勲君） 8番坂田さん。

○8番（坂田美栄子君） 美幌の状況としては、そういうこともあり得るという理解をしつつも、先生の確保という意味では努力していただきたいなというふうに思います。

もう一つのほうでは、例えば町村の段階においては、子供の不登校に対して、学習指導を引き受ける家庭教師ビジネスというのは、まだ浸透はしていませんが、都市部では、やはり学習に対する危機感を持っている親も多くて、家庭教師ビジネスというのが急に成長しているところもあり、そういう業者がこの2年間で3倍近くに膨れ上がっているということも聞いております。

美幌の状況は、先ほど答弁いただきましたように、相談員の方も訪問相談をしながら、不登校の児童生徒の学習を見るときか、学習支援事業としてサテライト授業などに取り組んでいるという状況も知っておりますが、少しでも子供たちが学校に通える状況、不登校を解消できる状況を、子供とともに状況を改善していく努力は続けていっていただきたいなというふうに思って期待をしているところで

それで、昨年に、こういう不登校ですとか、ひきこもりの関係で、子ども・若者育成支援推進法というものもできておまして、その絡みとして、美幌町としては、新たな取り組みを考えているのかどうか、そこら辺のことについても、説明できるものがありましたらいただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（小林 勲君） 教育長。

○教育長（川崎俊郎君） この不登校に至ってしまった子供も親も、実は本当に悩んでいます。不登校に至った状況が、学業不振だけということであれば、ある意味では、その部分を解消してやれば学校に通えるということになるのですが、先ほど申し上げましたが、不登校に至ったケースというか、その状況というのは、本当にさまざまな問題、一つではございませんし、二つ、三つが重なってとか、そういう問題がございますので、いわゆる学習指導ビジネスですか、こういう話の中で解決がつくお子さんの中にはいるかと思えますけれども、決してそういう問題だけではないということを、まず御認識をいただければなというふうに思います。

今、教育委員会の不登校問題相談員、それと教育専門相談員、二人で分担しながらいろいろやっておりますけれども、これは決して相談員が独自でやっているわけではございませんで、当然のことながら、家庭とも、まず第一義的には学校、それから学校の不登校なり、そういう問題を抱えた担任の先生との連携がなければ、うちの不登校問題相談員、あるいは教育専門相談員の対応だけでは効果は上がらないというふうに思っていますので、そういう状況での連携は十分にやっているということでもあります。

先ほど、子ども・若者育成支援推進法、22年4月施行ということですが、今、小中学校の児童生徒に対する対応については、まずは教育専門相談員、あるいは不登校問題相談員、その中で展開をしているサテライト授業、それらを効果的に運用することに

よって進めてまいりたいというふうに思っています。

サテライトに通ってくる子、その年度によって若干変動はございますけれども、サテライトに通ってきて高校に進学できるとか、そういう実績も実は上がってきています。フリースクールという考え方ではないのです、基本的には学校でそういう問題が生じたときには、ぜひ、この教育専門相談室において、そこで心も、それから学業も含め、さまざまな相談に乗ることによって、また学校に戻ってしっかり学業に専念していただきたい、そういう考え方で進めておりますので、まずはそれをしっかり進めてまいりたいと、このように思います。

○議長（小林 勲君） 8番坂田さん。

○8番（坂田美栄子君） 教育長の言わんとするところは十分理解したつもりでございますので、いじめの問題、不登校の問題については、引き続き少なくなるように期待をしながら、教育問題についてはこの点で終わらせていただきます。

次、DVに関する相談窓口と支援体制についてですが、DVについては、身体的虐待、精神的虐待、性的虐待、経済的暴力、社会的隔離などがありますが、一般的に暴力を好意的に受けとめる人は極めて限定的ではありませんが、DVの被害者に対して、別ればよいと言われる方もいらっしゃいますが、そういう単純な解決法ではないと思っています。基本的に重要なのは、単純な暴力行為だけではなくて、暴力の合間に見せる、わずかな見せかけの優しさに被害者の加害者に対する信頼が戻ってしまうということが重要なポイントとなり、DVの解決において、加害者だけではなくて、被害者もカウンセリング等の対処が必要とされております。

答弁にありましたが、広報やホームページでの相談の受け付け体制だけでは、悩んでいる人には知らされる機会が少なすぎると思いますが、例えば、名刺くらいの大きさでいいのですけれども、色画用紙を切ったものでも

十分かと思えますけれども、相談窓口、電話番号、そういうものを書いたカードを、例えば公共施設の窓口に置きますとか、公共施設の出入り口のカウンターに設置するとか、トイレ等に何気なく目につく場所に置く方法も考えられると思うのですが、その点についてはいかがお考えでしょうか。

○議長（小林 勲君） 総務部長

○総務部長（浅野俊伸君） ドメスティックバイオレンスの関係につきましては、いろいろな方法で、今、取り組みを、国を初めやっているところでございます。今おっしゃったように、被害者の方が直接警察へ行かれる場合、あるいは、私どものところに相談に来るということで、人権擁護委員を通した中で相談をしたり、直接、人権相談員の個人の家で相談へ行く場合もあると聞いております。私どもは、網走支庁にあります配偶者暴力相談支援センターのほうに、その内容等についてつないでいくという役割を担っているのかなと思っております。

それで、今、坂田議員がおっしゃった、なかなか相談場所がわからないという部分につきましては、今後、そういった形で対応がとれるものにつきましては対応していきたいと考えますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

○議長（小林 勲君） 8番坂田さん。

○8番（坂田美栄子君） PRのためのカードを置いていただけるとのことなので、早急に対応していただきたいというふうに思ひます。

それと、DVの被害は圧倒的に女性ですが、近年は男性の被害者も出てきているという状況にあります。このことについては、今後の取り組みとしていかなければならないところですが、美幌の状況としては、男性の被害者からの相談件数はないものと認識しているところでございますが、美幌町においては、今後、男性の場合の相談窓口も検討する必要があるのではないかなというふうに思ひますが、その点についてはいかがお考え

でしょうか。

○議長（小林 勲君） 総務部長。

○総務部長（浅野俊伸君） 特に、女性、男性という区分けはしておりません。今の段階で、住民活動グループがそういった問題の窓口になっているわけですが、その中で、男性、女性からの相談という部分で、実際に私ども相談を受けた中で、お話ししたことによって気が楽になって帰っていかれる方も中にはいらっしゃいますけれども、なかなか奥深いものがあるものについては、私ども、到底解決できる部分ではありませんので、先ほど申し上げました、支庁にあります配偶者等暴力相談支援センターのほうにつなげるとか、直接、保護命令の申し立てのために地方裁判所のほうに行くとか、そういう制度がございますので、そういった対応の中でつなげていくという方法しかないのかなということで、現段階では考えているところであります。

○議長（小林 勲君） 8番坂田さん。

○8番（坂田美栄子君） 今、総務部長のほうから御答弁いただきましたけれども、きちんとした相談窓口でなくてもいいのですが、どこに相談をしたらいいかという連絡先とか、そういうところをやはりわかりやすく示してやる必要があると思います。そのことについては、早急に対応していただきたいと思っております。

次、児童虐待のことについてですが、児童虐待については、先ほど答弁いただきましたように、さまざまな関係団体との連携がなければ解決の道を探ることも、糸口を見つけることもできないのかなという思いであります。児童虐待は、道内でも着実に件数がふえています。児童虐待防止法が施行された2000年度には638件でしたけれども、2009年度には1,675件とふえてきている状況にあります。ただ、この中には、児童虐待への関心や認知度が高まって、通報がふえた面もあると思いますが、単純に件数がふえている面もあると聞いております。ただ、子

育てをしている親たちの7割が、つらいとか困難と感じている人が多く、最近では、周囲の協力がなくて、親だけで子育てをしている家庭が多くなってきているということもあって、虐待につながっているというデータも出ておりますので、美幌としては、地域社会が子育てをする環境を考えていく必要があるのではないかなというふうに思っております。

虐待の背景にある問題としては、親が失業をした世帯や生活などの経済的困難を抱えた世帯が72%となっています。生活基盤の弱さや貧困は明らかで、5年以内に転居歴がある家庭が53%、社会的孤立を招く危険性も高く、虐待につながっていくケースが多いと言われておりますので、各団体の連携が必要なのは言うまでもなく大事なことだと思っておりますので、美幌の町の中でそういう例も多々聞くのかなというふうに思いますが、先ほど言われておりましたけれども、どのような地域の連携をとっていったらいいのか、もしお考えがありましたらお聞かせいただきたいと思っております。

○議長（小林 勲君） 町長。

○町長（土谷耕治君） 坂田議員おっしゃるように、もう一度、子供は地域でというような精神に立ち戻る必要があるのではないかなと思っております。

新聞だとかテレビを見ると、我々が育ってきて、あるいは、我々が子育てをしていたときは全く状況が違うような、今、現象が起きているということで、そう嘆いてばかりおられませんので、対処するというので、先ほど言いましたように、いろいろな関係機関が、いろいろな意味で連携をとっていくと、情報交換を含めて。そのことで早期発見するし、また、抑止力にもつながるということだと思いますけれども、先ほどのドメスティックバイオレンスと同じように、コミュニティーの希薄化だとか、いろいろな要因が重なっているのだろうなど。昔であれば、何かあればすぐ外に声が聞こえたり、子供の状況

を見たらわかるということですがけれども、最近希薄化しているということでもありますけれども、我が町においては、先ほど言った団体、機関だとか、そういうところとしっかり連携をとる。そして、子供が日常的に一番時間を多く費やす、例えば保育園、学校でもうちちょっと目を光らす、社会でも目を光らすということが極めて重要ではないかなと。ドメスティックということは、なかなか見えにくいところで行われてるということでもありますから、監視するということではなくて、子供をすこやかに育てるという目線で見ていくことが重要ではないかなと、そんなふうに思っております。

○議長（小林 勲君） 8番坂田さん。

○8番（坂田美栄子君） 虐待を受けた子供を守るための情報共有ということについても、大事なことかなというふうに思います。例えば、厚労省とか文科省が定めた指針どおりの文書によって、状況提供を求められているというのがありますけれども、児童相談所自体がなかなか情報を提供していない、そういう事例もありますので、自治体として情報を共有しながら、対策の具体化というのも今後必要になってくるのかなというふうに思います。

特に、連携をとっていくためには、地域の情報、国、道から流れてくる情報をもとにして、地域連携プレイで子育てをしていかなければならないということが大事なことかなというふうに思っていますので、児童相談所、警察署、いろいろなところそれぞれにかかわってやることではなくて、一連して情報をきちっと流して、それで連携をとっていかないと、そういう問題というのは解決していかないかなというふうに思います。

特に、小さい子供というのは、家の中、密室の中で起きることが多いので、そういういろいろな情報を各家庭にも流してやることも大事、それから、連携している団体にも情報提供しながら活動していかなければならない状況かなというふうに思っていますので、こ

れから美幌町でも要保協というのがつくられておりますよね。そこでの連携も大事なことかと思っておりますので、そこら辺のことも十分わかかった上で対応していただければというふうに思いますが、そのことの関連も含めて御答弁いただきたいと思っております。

○議長（小林 勲君） 町長。

○町長（土谷耕治君） 要保護児童対策地域協議会のことだと思いますけれども、そこに構成しているメンバーも、それぞれの立場でしっかりと見ていただく。そして、その中で何か起これば、事あれば全体で情報を持って対応をしていくと。

これは、対処療法的なこともあると思っておりますけれども、我々この児童虐待の主な内容を見ると、身体的に虐待するということと、養育を放棄すると、ネグレクトという部分があると思っております。女性は妊娠して出産するときに、非常にうつにかかるというようなことも聞いております。出産うつというのですか。そういうところで非常に不安になったりして、勢い、子供に行ったりということ。ですから、我々は町としてもプレママの教室をしたり、子供支援センター、そういうところで悩みを持ったお母さんたちが集まって、お互いの悩みを言い合う、そして解消していただくと、そういった取り組みもしっかりしながら、また事あれば、早い段階での対応が極めて重要だと思います。

うちの担当も、実は、美幌で起きた例としては、北見の児童相談所がなかなか動かないということで、相当厳しく、我々、児相にも申し入れをして対処したという例もございますので、今後においては全体の連携をとりながら対応してまいりたいと、そんなふうに思っております。

○議長（小林 勲君） 簡潔に、最後になります。

8番坂田さん。

○8番（坂田美栄子君） 十分対応しているところ、いろいろな相談窓口もたくさんあって、子供を持ったお母さんたちが行きやすい

場所は理解をしております。ただ、困ったときの連絡体制だけはきちっとわかるような、そういうものをPRしていただきたいということだけお願いをして終わります。

○議長（小林 勲君） 以上で、8番坂田美栄子さんの一般質問を終わります。

暫時休憩をいたします。

再開は、15時10分といたします。

午後 3時00分 休憩

午後 3時10分 再開

○議長（小林 勲君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

一般質問を続けます。

次に、1番岡本美代子さん。

○1番（岡本美代子君）〔登壇〕 私は、さきに通告してあります3点、3項目について質問いたしたいと思っております。

まず1点目、医療行政についてです。在宅療養について。

在宅療養について、町立国保病院はもとより、診療科目の異なる開業医が10医院もあり、町内の医療環境は比較的恵まれていると考えています。町民一人一人がかかりつけ医を持つという医療の目的から考えても、環境は整っていると考えますが、国が推進する在宅療養については十分ではないと認識しています。町民からの要望がないのか、受け皿がないからなのか、その要因を把握できてはいませんが、町の地域医療政策として取り組む考えがあるのかお聞かせください。

2点目といたしまして、保険行政についてです。国民健康保険限度額適用認定証の周知について。

国民健康保険限度額適用認定証の周知について、入院での医療費自己負担額が一定額を超える場合、窓口における支払いについて、所得区分はあるものの、一定額を超える自己負担相当額を窓口で支払う必要のない国民健康保険限度額適用認定証制度が平成19年から施行されていますが、まだまだ広く認知されてはいないと考えています。健康なときは、余

り関心がないといった問題もあるとは考えませんが、町民が負担する高額な医療費の不安解消のためにも、周知の徹底を図るべきと思いますが、町長の考え方をお聞かせください。

3点目といたしまして、地デジ対応についてです。地上デジタル放送用チューナーの無償給付の現状についてです。

地上アナログ放送は、本年7月24日で終了し、地上デジタル放送へと移行します。このため、アナログテレビを地上デジタル放送対応に変えなければなりません。国は、地上デジタル放送対応テレビを購入する方にはエコポイントをつけるなど、積極的な対応をとってきています。総務省は、経済的な理由で地上デジタル放送を受信できない方に対して、チューナーの無償給付を進めています。町内における支援の状況と、地デジ化に向けた対応をお聞かせ願います。

以上、3点よろしくお聞かせいたします。

○議長（小林 勲君） 町長。

○町長（土谷耕治君）〔登壇〕 岡本議員の質問にお答えをいたします。

初めに、医療行政について、在宅療養についてであります。在宅療養については十分ではないとの御質問であります。在宅療養は、医療、介護、生活支援などのサービスが地域で一体的に提供することが求められています。本町においては、訪問看護ステーションが2事業所あり、平成21年度における実績については、利用者数は述べ1,071人、訪問回数では述べ7,338回となっております。

訪問看護のサービス内容については、療養上の世話と医療的な処置があり、療養上の世話では、状態観察、情報収集、療養指導、相談、これは本人、家族であります。整容、着せかえ、認知症の予防、移動の支援、食事・栄養の支援、排泄の支援、歯磨き・口腔清拭、入浴介助、その他の内容を行っております。また、医療的な処置としては、服薬管理、経管栄養の管理、カテーテル、尿でありますけれども、カテーテル管理、吸引の管

理、気管切開の管理、呼吸理学療法、その他の内容であります。

さらに、本町では、2医療機関が在宅療養支援診療所として許可を取得し、24時間体制で往診や訪問介護を担っていただいているところであります。このことから、利用を希望する方や、それを支えている医療機関、関係機関が存在していることは事実であり、現状を御理解いただきたいと存じます。

今後も、医療、看護、介護の連携を図るとともに、訪問看護ステーション、在宅療養支援診療所などの24時間の対応により、在宅療養をさらに円滑に取り進め、個人への対応はもとより、介護する家族への肉体的・精神的な負担の解消と、不安を少しでも取り除き、住みなれた地域で安心して過ごすことができるよう、関係機関との連携、協力体制の充実と利用に当たってのPR活動を推進してまいります。

次に、保険行政について、国民健康保険限度額適用認定証の周知についてであります。

国民健康保険限度額適用認定証の周知につきましては、これまで町の広報、ホームページに制度の掲載をするとともに、毎年、国保保険証更新時に、保険証とあわせて国保制度に関するパンフレットを同封し、国保加入世帯へ郵送しております。このほかにも、窓口にて、この制度専用のチラシを用意し、手続等で来庁された際、説明を行っています。

今後も引き続き、国保加入者の負担軽減のため、機会あるごとに制度の周知を図ってまいります。

次に、地デジ対応について、地上デジタル放送用チューナーの無償給付の現状についてであります。

平成13年の電波法改正により、アナログテレビ放送による周波数の使用は10年以内に停止することとなり、放送用周波数使用計画などで使用期限を平成23年7月24日と規定されました。国においては、経済的な理由で地上デジタル放送が受信できない方に対して、チューナーの無償給付の支援を平成2

1年10月より、NHKの受信料が全額免除されている世帯で、生活保護受給世帯などの公的扶助世帯、市町村民税非課税の障害者の世帯、社会福祉施設入所者を支援対象として実施し、平成23年1月からは、世帯全員が市町村民税非課税の世帯も支援対象に拡大されているところであります。

町といたしましては、国からの協力依頼に基づき、支援対象世帯に対する情報提供などの周知、広報、説明会への会場提供などの協力を実施しております。なお、支援対象審査、設置などについては国が実施しており、個人情報保護等により、町内における状況は確認できない状況であります。今後も対象者が地上デジタル放送を視聴できるよう、周知、協力を行ってまいります。

以上、答弁をさせていただきました。よろしくお願いをいたしたいと思っております。

○議長（小林 勲君） 1番岡本さん。

○1番（岡本美代子君） それでは、在宅療養についてのほうから、順次、質問をしていきたいと思っておりますので、よろしくお願いをいたします。

住みなれた自宅で最後まで暮らしたい、これはだれもが理想と考えていることですが、加齢や病気などで介護が必要となったとき、答弁にもありましたように、在宅療養は、医療、介護、生活支援のサービス、また家族環境と住環境など、だれもが理想としながら、ハードルは高いものだと思っております。しかし、充実した終末期患者の生活の質などを考慮し、家で看取するという形が、今、全国的な流れとなってきていることが、数多くの報道などで目にしています。これからの地域医療の政策で、在宅医療が大きな柱になるのではないかと私は考えています。

町内の訪問看護ステーションが2業者あり、21年度の実績は、利用者数、延べ人数1,071人、訪問回数では7,338回となっているとのことですが、町内2医療機関が在宅療養を支援する診療所として、24時間体制で往診や訪問看護を行っているとのこ

とですけれども、その1,071人というのは医師も入った数なのか、そこをちょっと教えてください。

○議長（小林 勲君） 民生部長。

○民生部長（馬場博美君） 今回の訪問看護ステーションの2カ所につきましては、医師の指示のもとに看護師が行ったケースであります。

○議長（小林 勲君） 1番岡本さん。

○1番（岡本美代子君） 訪問看護ステーションの看護師が行ったということですね。もしわかれば、在宅療養に対する2医療機関の医師が、在宅に訪問した回数がわかれば教えていただきたいと思うのですけれども。

○議長（小林 勲君） 民生部長。

○民生部長（馬場博美君） まず、2訪問看護ステーションにつきましては、御存じのとおり、社団法人北海道総合在宅ケア美幌事業団の美幌地域訪問看護ステーション、これにつきましては、先ほど合計で説明しましたが、利用者が述べ356人で、訪問回数が2,329回であります。

もう一つは、特別医療法人の恵和福祉会で、訪問看護ステーション美幌すずらの状況にあります。利用件数につきましては述べ715人で、訪問回数については5,009回となっております。

医者の方の指示のもとで行っておりますので、医者は行ってございません。

○議長（小林 勲君） 1番岡本さん。

○1番（岡本美代子君） その回数は、後でもよろしいです。

国保病院のことも先ほど出ていましたけれども、今後、高齢化社会になりますと、私たち団塊の世代が高齢者となって、介護や医療を受ける時代が来れば、現在でも介護施設などは入所できずに待機者がいる状況、それから、老健施設もありますけれども、町の国保病院のベッド数は99床、それと、美幌療育病院の療養型は30床であり、今後の施設入居にしても、病院の入院にしても、住みなれた町で最後まで過ごすことが大きな幸せであ

ると考えていますけれども、なかなか難しいのではないかなというふうに考えています。

ここに、厚生労働省が2008年に実施した終末期医療に関する意識調査というのがありまして、それで、もし、自分が余命6カ月以内と末期状態になった場合、必要なときだけ入院を含む自宅療養を望む人が63.3%であった。しかし、最後まで自宅で療養することについては、実現は難しいと考える人が7割いた。その理由は、介護してくれる家族に負担がかかる、それが最も多くて、その次は、病状が急変したときの対応が不安だ、それと、往診してくれる医師がいないということです。自宅療養を望む人が6割以上いるにもかかわらず、実現は難しいと考える人が7割もいる。答弁では、今後、医療看護、介護の連携を図るとともに、先ほど言いました訪問看護ステーション、在宅療養支援診療所などの24時間対応で、在宅療養をさらに円滑に取り進めるとのことですので、非常に安心をしているところなのです。

しかし、それはまだまだ、介護や何かで認定されて受けたり、実際に受けている方などは、そういうことの実態、その入り口のところなどもよくわかっているのではないかなと思いますけれども、例えば昔は、かかりつけのお医者さんを家に呼んだら来てくれた、そういう時代もありましたけれども、お医者さんは家に来てくれるものではない、こちらから行かなければならないのではないかなという、そういう時代があったと思います。今、また在宅療養ということに目を向けられて、夕張などもそうなのですけれども、最後まで在宅医療で看取るというお医者さんがたくさん出てきたりして、そういうところで、美幌で入り口として、在宅の診療所に、うちはこういうふうなことをやってほしいというふうに直接言っているものなのか、それとも、介護とかそういうものが入り口なのか、その辺のところを教えてくださいと思います。

○議長（小林 勲君） 町長。

○町長（土谷耕治君） 今回、御質問は在宅療養ということですが、この部分と、かかりつけ医というものをうまく区分けしてお話ししないと、ごっちゃにしてしまうと、全然違うものが同じような形をとっているということになってしまうので、今、在宅療養ということでありませぬけれども、これは背景としてどういうところから出てきたかという、やはり厚生労働省は、医療費の負担をさげようというところからスタートして出てきているので、先ほど、自宅で最後までいたいという方の気持ちと、片一方では見られないという現状があるというのが、私は現状だと思います。本人の御希望と家族の希望が違うということがあるのですけれども、そんな中で、今おっしゃったように、ターミナルケアという、要するに、最後を自宅で迎えたいという方にどうするかということだけでこの在宅療養を考えてしまうと、なかなか無理があるのではないかなと思っています。

医療、保健、介護、福祉、全部あわせてやるのが一番よいのではないかなと、そんなふうに思っています。病院は、ベッド数を持っているところは、なるべく早く出せというのが診療報酬が上がる道です。そういう人たちは、行き先としてどこへ行くかという、家庭との間で老健施設にまず入って、トレーニングをして自宅に戻る、こういう国のシステムになっているのです。現実的にどうでしょうかという話です。やはり、この北海道において、特に半年間雪の中にいる、その中で老老介護をしたり、独居老人、お一人だったりする中で、果たして在宅でずっといれるかということだと思います。そういう方であれば、在宅療養ということも積極的にやっていただくというのが道かもしれませぬけれども、それで私どもは、最終的に去年判断させていただいた施設サービスが、やはりこの地域にとってはどうしても必要だということで、待機者もいるということで、新型特養については16床、何とか増床という形で待機者の方を待たせないようなこ

とをとらせてくださいということで、お認めいただいたということで、この辺は非常に微妙なところがあって、これだけ整えば、すべての人が在宅で療養を受けるということを見ていくかどうかというのは、果たしてどうかかなという思いは、これをどんどん推進していくということは、ちょっとどうなのかなという思いは持っています。

ただ、かかりつけのお医者さんは、慢性の方はいいのではないかなと思います。かかりつけのお医者さんがいて、深く経歴もわかって、履歴もわかって、こういうことが起きたらどうするべきだ、あるいは次の病院につないでくれる、介護のほうにつないでいただけるということでは、かかりつけ医については、やはり病診連携という中で、極めて責任分担をはっきりして、その中で病診連携をどうするかという中での話では、よくわかる話だと思います。

○議長（小林 勲君） 1番岡本さん。

○1番（岡本美代子君） 町長が言うこともよくわかります。施設のことも言われましたけれども、だれもが施設にいれるとか、だれもが在宅療養できるとか、そういう認識も私はありません。ただ、先ほど国が医療費の抑制のために在宅を進める、そして、在宅で医療のための診療報酬を上げた、そういうこともわかっているつもりです。そういう中で、何をそれぞれが望むかというところで、例えば家にいたいとなったときに、お医者さんは来てくれるのかという心配というのは、今回はそれが一番大きなもので、家に来てくれるお医者さん、それがかかりつけ医だから全部来るとか、自分がかかっていた病院の先生が、全部来てくれる病院の先生だとか、そういう無茶な議論をしているつもりはありません。

例えば、病気になったとしても、介護になったとしても、いろいろな段階があったり、一次医療、二次医療、三次医療といろいろな医療の役目があるということもわかっています。ただ、昔は、ぐあいが悪かったら、

車もなかったからかもしれませんけれども、お医者さんに電話をしたら夜つながったりして来てくれた、あしたまたおいでなんていうこともありましたが、一時期そういうふうにお医者さんのほうから家に来てくれるということが、本当になくなったと思っっているのです。今、また流れとして、お医者さんが出向いてくれるという、それが美幌でどのくらい進められているのか、それは今のところ把握はできませんけれども、この答弁によれば、進めていきますよと、全部一緒とか、先ほど町長が言われたようなことを、私はやれと言っているわけではなくて、施設は施設の役割、先ほど言ったように、住環境から家族環境から、そういうもろもろのことがいっぱいあったりして、だれもが家にいて療養できるとは、それも思っていない。ただ、全体の、例えば団塊の世代の人方が、どつと今度は弱い立場になったときに、どういふふうにごすかということ、冬の問題とか地域の問題とかも十分ありますけれども、考えていかなければならないのではないかなと、お医者さんが家に来てくれるということを考えていかなければならないかなと思っ、こういう質問を出したわけ。これで、1回出して全部というわけにもなりませんけれども、その辺のところでもう一度、町長の答弁をいただきたいと思っ。

○議長（小林 勲君） 町長。

○町長（土谷耕治君） 多分、思っことは同じだと思っ。私、1回目の質問で気にかかったのが、町内の医療環境は比較的恵まれているという御質問でありました。私は、むしろ極めていい状況にあると思っ。そこで、開業医が10ということになっておりますけれども、これは多分、療育病院も入れて10ということだと思っけれども、ベッドを持っているので、あそこは病院という扱いですので、二つの病院と9人もの開業医の先生方がいると。整形、産婦人科を除いては、ほとんどの開業医の方が専門を持っていると。小児科もありますし、脳もあ

りますし、耳鼻咽喉科もありますし、皮膚科もあります。こういった環境は非常に恵まれているという中で、これからこの地域の医療と保健と福祉をどうするかというときには、まずは病院、あるいは診療所の連携をどうするか、そこをしっかりと、かつ、今度は横のつながりを、保健であるとか医療、それから福祉という部分をしっかりと組み合わせて、その中でいつも言っ、お一人お一人の町民の命と健康と介護、保健をどうするかというところが次の段階だと思っ。

そんな中で、そういう体制がしっかりと徐々にできてくれば、本当に急性期に必要な方は病院にかかる、そして入院される、そして自宅へ帰る前には老健に入る、そして在宅に帰ってもしっかりとした上で、安心して在宅でいけるという体制が望ましいのではないかなと、そんなふうに思っ。やはり我々は、そういうところを目指していきたい。そのためにも、基幹病院の国保病院は、3部門を含めてしっかりと守っ、その上で、そういう連携をしっかりととれるような体制を1日も早くつくり上げたいなど、そんな思っしております。

○議長（小林 勲君） 1番岡本さん。

○1番（岡本美代子君） 私の言い回しの、比較的整っっているということ、それは環境が整っっているというふうに思っ。比較的ではなくて非常に整っ、美幌くらいの町で、去年、皮膚科が開業していただっ、耳鼻咽喉科も開業していただっ、科目が違っ先生方がこれだけ美幌に出してくれるということは、本当に恵まれているというふうに思っ。例えば、耳鼻科にしても、皮膚科にしても、北見、網走に行くという、やはり半日がかりになりますので、耳などでも、高齢者の方はなかなか大変だ。眼科も、旭川医大から来てくっ充足されているということは、非常に本当に大きくて、美幌に住んでくださいということ胸を張っ言える町だというふうには思っ、消防のほうの救急体制などを考

えますと、二次、それから三次、より高度な医療を望む場合は、一刻も早く北見へつなぐということも一生懸命取り組んでいますので、そういう意味では、安心して住める町だというふうに思っていますけれども、先ほど、全国的なものとか、今後の目指すものとしては、自宅療養というものにも、町長も十分理解いただいているようですけれども、さらに取り組んでいただきたいと思います。

次に、2点目に入ってまいります。

これは、前にも質問したことがありまして、私もこれを使わせていただきまして、去年、大変心強いものだと思っています。限度額認定証です。ただ、健康なときは余り関心がないということで、私は、例えば入院するとかという人には、こういうものがあるよとか説明したりしているのですけれども、知らない人がまだまだ多いなど。実際に、答弁にもありましたように、保険証とあわせて送っていますと、本当にちゃんと入っていました。私も読ませていただきました。

ただ、広報などもそうなのですけれども、読む方はずっと読んでいただいているけれども、読まない方は読まないというので、ある日、突然、病気で運ばれて、あれよあれよという間に手術した後の会計になってびっくりするというのが現実かなと思います。だから、町民のほうも、日々そういうところも目にしてもらおうような体制がとられていると一番いいのですけれども、難しいものはなかなか読みませんので、例えばこれからはQ&A方式にするとか、中には職員で漫画の得意な方がいれば、目を引くようなわかりやすいようなやり方にするとか、その辺をもう一つ工夫していただきたいなというふうに、入院に対する限度額認定証についてはそういうふうに思っていますので、もし何かあればお答えください。

○議長（小林 勲君） 民生部長。

○民生部長（馬場博美君） 岡本議員おっしゃるとおり、いろいろな機会を通じてこのようなパンフレットを送っているのですけれど

ども、それについては、御指摘のとおり、Q&Aをつけたり、広報等に、さらにはホームページ等を含めてPRしていきたいというふうに考えてございますので、御理解をお願いしたいと思います。よろしく願いいたします。

○議長（小林 勲君） 1番岡本さん。

○1番（岡本美代子君） お聞きすると、240名ぐらいの方が持っていつているというので、大分広まったなとは思いますが、これからまだ一層取り組んでいただきたいと思っています。

それと、前にも私、同じことを言ったのですけれども、今回の限度額認定証というのは、あくまでも入院で1カ月にかかるお金が、所得区分はありますけれども、最高限度額8万3,000何がし、それにまだベッド代とか食事代とかが入ってきますので、どうしても十数万円の負担にはなるのですけれども、入院ではなく、がんなどの通院で高額な医療を受ける人に、外来患者も立替払いが不用になったという新聞報道がありました。これは道新の新聞なのですけれども、その中で、それは2012年度から完全実施する意向だというふうに書かれていましたけれども、2011年度中に一部で始めるというような言葉も出ていたのです。それはどういうことなのか、何かそういう通達が来ているかどうか、ちょっとお知らせください。

○議長（小林 勲君） 民生部長。

○民生部長（馬場博美君） ただいまの件については、前回の岡本議員の質問の中にありましたけれども、基本的に現物給付ということで、制度的にできないということで、いろいろ調査しましたけれども、今おっしゃるとおり、最近の情報では、平成23年1月20日に全国厚生労働省関係部局長会議を開いた中では、今、厚生労働省の案として、高額医療費の見直しということで、外来患者についても高額認定証を適用するというのを考えて出しております。それで、23年度中にできるところからやっつけよう、平成24年

度については完全実施ということで、資料にありますけれども、今後、具体的に、今の段階としては案ですので、それが厚生労働省から来た段階で、関係機関、いわゆる国保連合会とか町の医療機関を含めて、実施に向けて検討していきたいというふうに考えてございます。

○議長（小林 勲君） 1番岡本さん。

○1番（岡本美代子君） 私は、この報道で、準備ができたところから始めてもよいのかなというふうに受け取ったものですから、この分では何となく24年度からは完全実施だけでも、23年から準備を整えればやるのではないかというふうな受け取り方をいたしました。がんなんかですと、病気を抱えた上に高額な医療費負担ということで、例えば乳がんの後の抗がん剤治療でも、1週間に1回、3万円から4万円、1週間に1回ということは月に4回か5回になりますので、本当に病気で苦しんでいるのに、お金の面でも苦しむ。実際に、美幌の人ですけれども、がん難民というのが本当にいるのですよという話を聞きまして、私は一刻も早く整えるものなら整えて、お金の心配といっても8万幾らの限度額とかいろいろありますので、全くお金がかからないということではないのですけれども、できるものなら本当に一刻も早くしていただきたいなと思いますし、外来での立替払いも比較的早くなったのは、みずからがんにかかった人が道や何かに訴えたり何かして、一生懸命自分の命を削るようにして呼びかけた結果だなというふうに思っているのです。ですから、できたところからというのが、美幌が先にできた、そこからスタートしていいのだったら、1年を待たなくてしてほしいと思いますし、例えば、がんとか脳とか大きな病院というのは、ある程度、拠点病院として限られていますので、全部の病院がそういうことではないので、そういう病院とのやりとりなので、可能であればやってほしいというふうに思っています。

○議長（小林 勲君） 民生部長。

○民生部長（馬場博美君） 先ほど申し上げましたとおり、今、段階としては案の段階ですので、美幌町としましては国保連合会が絡みますので、それと地元の医療機関を含めて、実は、この情報については、国保運営協議会の中でも提供して取り組むということになってございますので、できるだけ決まり次第、実施に向けて取り組んでまいりたいというふうに考えてございます。

○議長（小林 勲君） 1番岡本さん。

○1番（岡本美代子君） 部長の心強い答弁だったのですけれども、国保連合会のほうにも美幌から働きかけてやっていただきたいなというふうに思っています。

きのうの国民健康保険、補正を入れて28億8,000万円という会計で、基金は3億4,000万円あるという答弁でしたけれども、これから先進医療というものが発達すれば、医療費が非常に高額になるということで、基金の3億4,000万円というのも非常に危ういものがあるなというふうに思っています。国民健康保険税というのは、若いころは納める一方で、ほとんど使わなかったりするのですけれども、一つ病気を抱えたりすると、年を重ねるとともに持病が出てきたりして医療費の負担が重くなる。これをみんなで支えているわけなのですけれども、やはり一人一人に利便性を考えた、血の通った町政をやっていただきたいなというふうに考えています。これで、町長何かあれば、一言お願いします。

○議長（小林 勲君） 町長。

○町長（土谷耕治君） 社会保障制度が、今、随分取りざたされて、随分大きな変更も含めてあるということでありますけれども、今、税と社会保障の一体改革ということで、国でもいろいろ論議されているようであります。そういったところも見守りながら、国民が安心して暮らしていける、そんな社会保障制度をつくっていただけるように、私ども機会があれば声を上げていきたいと、そんなふうに思っております。

○議長（小林 勲君） 1番岡本さん。

○1番（岡本美代子君） それでは、地デジのチューナーのほうに入ってまいりたいと思います。

21年の10月から、生活保護受給世帯、公的扶助世帯、町民税非課税世帯の障害者の世帯に支援を対象として実施している。町としての役割は、対象者に対する情報提供、広報でも見ましたけれども、それと説明会の会場の提供などで協力しているというふうに答弁されていました。

総務省のやることで、町が関与するものではないというふうに思われますけれども、しかし、実際に住んでいる高齢の方、先ほどの保険証ではないけれども、わかりにくいということで、問い合わせ先などでも、総務省の地デジチューナー支援センターということになっておりますので、どちらかというところ弱者世帯にそういうことが行き渡っているのかどうかを、どういうふうに町が把握するのかというふうに考えています。

21年10月から始まっているということですが、生活保護受給世帯とか住民税非課税の障害者の世帯、もし進捗状況がわかれば教えていただきたいなと思います。

○議長（小林 勲君） 民生部長。

○民生部長（馬場博美君） まず、生活保護者の対応なのですが、21年10月からNHKの受信料が全額免除されているということが条件であります。それには、申請をしていただいて免除された方については、総務省のほうでチューナーを無償でつけていただけるということで、今現在の状況につきましては、支庁のケースワーカー、あるいは、うちの相談、支給日にそういった説明をしている対応であります。その結果、NHKの受信料免除申請証明書を生活保護者を対象として発行した件数につきましては、全体で74%ぐらい発行してございます。今後の対応につきましては、オホーツク振興局と協議した結果、保護費支給時に関係書類を添えて周知する、あるいは、振興局のケースワーカーが

戸別訪問をしたときに、その内容を確認して周知をしたり、やっていきたいというふうに考えてございます。

障害者の対応なのですが、これにつきましては、基本的に非課税の方が全額免除の対象になります。これも放送の受信の免除申請をしていただくことが条件になってございますので、そういった手続等について、前回、障害者の所得控除の中で介護認定を受けていてもならない方という情報もありますので、そういう障害者で非課税と思われる方に対して送付して、周知を徹底してまいりたいというふうに考えてございます。

◎会議時間延長の議決

○議長（小林 勲君） お諮りします。

もはや、4時近くになりましたが、あらかじめ会議時間の延長をいたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小林 勲君） 異議なしと認めます。

したがって、あらかじめ会議時間の延長をすることに決定しました。

◎日程第14 一般質問

○議長（小林 勲君） 1番岡本さん。

○1番（岡本美代子君） 答弁で、個人情報の保護などで、提供できるわけではないというふうに入っていたと思うのですが、個人情報といっても、どこかで言いふらすわけではなくて、福祉灯油のときなどもそうでしたけれども、福祉灯油が当たりますよといっても、実際に取りに来る方が少なかったりして、はがきや何かを出した経緯がありますよね。そういうふうに、7月24日という限られた日数で、もう3カ月強ぐらいしかありませんので、ぜひその辺のところの対応をしっかりとっていただきたいと思います。それで、一言、確認の答弁をいただいて、終わりたいと思います。

○議長（小林 勲君） 民生部長。

○民生部長（馬場博美君） 個人情報保護法
の関係でございますけれども、当然、福祉灯
油、それから民生部でやっている新型インフ
ルエンザの非課税等についても、個人情報保
護審査会の中で報告をしながら、対応してま
いっています。実際、窓口に来ていただいた
ときに個人の承諾書をもって、非課税の確
認等をしながら対応してまいりたいというふ
うに考えてございます。ということで、個別
通知については、できるだけ早く実施してま
いりたいというふうに考えてございます。

○議長（小林 勲君） 以上で、1 番岡本美
代子さんの一般質問を終わります。

暫時休憩をいたします。

再開は、1 6 時 1 0 分といたします。

午後 3 時 5 4 分 休憩

午後 4 時 1 0 分 再開

○議長（小林 勲君） 休憩前に引き続き、
会議を開きます。

一般質問を続けます。

次に、7 番大江道男さん。

○7 番（大江道男君）〔登壇〕 私は、既に
通告しております 3 点について、以下、質問
をいたします。

第 1 点目は、T P P 問題についてでありま
す。

御承知のとおり、日本の食料自給率は、今
から 4 0 年前には 6 0 % でありました。ヨー
ロッパ諸国が、この間、競って食料自給率を
引き上げてくる中で、この日本だけはどんど
んと自給率を引き下げ、現在は 4 0 % であり
ます。それをさらに 1 3 % に激減させる、こ
れが民主党の T P P 参加方針であります。食
料自給のために、それぞれの国が自主的に輸
入規制や価格保障を行う権利、これがすなわ
ち食料主権でございます。明らかに現在の
日本の政府の方針は、国家の主権としての食
料主権に反する政策であります。

今から 3 年前、2 0 0 8 年の 6 月に、日本
を含む 5 1 カ国の賛成で採択されました国連
人権委員会の勧告は、1 0 億人に達しようと

する飢餓人口を前にいたしまして、各国政府
に対して、人権規約に従って食料に対する権
利を尊重し、保護し履行すること。食料安全
保障と食料に対する権利に優先順位を置くよ
うな農業と貿易モデルを検討すべきとの勧告
を行ったところであります。この勧告にも、
日本政府のとっている態度は明白に違反する
行為でもあります。

国家の主権としての食料を生産する農業
は、美幌町の、まさに基幹産業として位置づ
けられているわけでありますので、美幌町長
は、民主党政権に対して、食料主権を国の
柱、国是とするよう強く主張すべきと考えま
すが、いかがでしょうか。

この点の二つ目は、日本の農家は保護され
すぎだ、このように、今の政府とマスコミは
一斉に指摘をしておりますが、この点に関し
て、農家の収入に占める政府の支援額の比較
を見る必要がある、このように思います。私
も、当初は驚いてたわけですが、調べてみま
すと、日本の平均支援額は 1 5 . 7 % に対し
て、イギリス 9 5 . 8 %、スイス 9 4 . 5 %、
フランス 9 0 . 2 %、アメリカでさえ 2 6 . 4
% となっております。逆に日本の農業支援
策の貧困を示しているわけであります。

また、日本の農林漁業生産額は、G D P、
国内総生産比 1 . 5 % しかない。農林漁業
を守って、他の 9 8 . 5 % の産業を犠牲にし
ていいのか、これも政府の主張であります
が、この点も、よその国と比較すると、事実
は完全に誤って伝えられております。

実際は、各国の農林漁業の対 G D P 比率
は、イギリス、ドイツがわずか 0 . 8 %、ア
メリカ 1 . 1 % と、逆に日本より低い国が幾
らでもあります。E U、ヨーロッパ連合 2 7
カ国でも、日本の 1 . 5 % に対して 1 . 6 %、
2 % を超えるのは、先進国ではオーストラ
リアのみであります。世界各国の農業支援策
を国民に知らせず、逆宣伝する政府とマス
コミの態度は絶対に許されません。美幌町
長として、農業の手厚い支援策を政府に求
めると私は考えますが、いかがでしょうか。

3点目は、農林業の多面的機能の評価についてであります。この点については、日本学術会議の答申によりますと、農業で8兆円、林業で70兆円であります。しかし、答申でも指摘しているように、この多面的な機能については市場がないと、そのために1円の対価も支払われてはいません。

今日、工業の生産過程、あるいは大都市部での人間の営みの中で排出されるCO₂、炭酸ガスをだれが処理し、呼吸に必要な酸素をだれが生み出しているのかを考えれば、森林、林業であり、農業の多面的機能の一部ではありませんか。他産業や都市住民の中で、林業や農業の多面的機能に全く理解を示さず、輸入すればよし、このような考え方があるとすれば、まさに田舎からしっかり反論することが求められているのではないのでしょうか。美幌町長として、大いに反論していただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

この点の4点目は、TPPは農業のみならず、国のあり方そのものが問われる、国家の基本にかかわる問題であります。食の安全基準、安い外国人労働者の受け入れ、公共事業への外国企業の参入、公的医療保険の見直しなど、どの点からも受け入れがたいものであり、改めて美幌町全町を挙げての反対運動が求められている、このように考えます。美幌町長として、今後の取り組みをどのように展開されようとしているか、お伺いをいたします。

大きな2点目は、二元代表制についてであります。

その一つは、二元代表制について、町長の認識を伺いたいと思います。

現在の憲法下で、地方自治は首長と議員をそれぞれ選挙で選出し、首長をトップとする行政、一方で、議員からなる議会の二つの機構を同列に配置する、同格に置く、いわゆる二元代表制をとっています。昨今、首長が議会の解散請求を求める、あるいは議会を開かず専決処分を乱発する、制度の根幹を揺るがす事態が見られますが、町長は、この二元代

表制について、どのように認識されているか、まずお伺いいたします。

この点の二つ目は、政務調査費についてであります。1月臨時議会で議決され、既に町民に公布されている政務調査費について、5月1日施行にもかかわらず、新年度予算に計上されていません。事は、議会がみずから提案した事件であることから、町長は当初予算に計上しなかったというのが理由と思われるのですが、理解に苦しみます。

町長は、施行日まで、5月1日までに予算を計上しないのでしょうか。5月1日以降は、次期、多分、第17期の町議会だろうと思います。今16期の議会に提案する場合、4月の選挙期間中に議会招集するということにもなりますが、そのようにお考えなのではないでしょうか。広報カーをとめて議会を招集することなのではないでしょうか。

大きな3点目は、子宮頸がん等予防ワクチン問題についてであります。

その一つは、接種対象の拡大についてであります。

子宮頸がん予防ワクチンの公費負担接種対象者が、現在、中学校1年生から高校1年までとなっております。対象から外れた高校2年以上の場合でも、希望者については公費でワクチン接種が受けられるよう、制度の拡充を図るべきではないかと考えますが、いかがでしょうか。

この点の二つ目は、平成24年度以降の継続についてであります。

平成23年度で、子宮頸がん、ヒブワクチン、小児用肺炎球菌ワクチン、この3種のワクチンの助成が当面終了する予定ですが、恒久的な制度とするよう国や道に求めるとともに、町としても制度の継続は図るべき、このように考えますが、いかがでしょうか。

以上、3点、御質問をいたします。

○議長（小林 勲君） 町長。

○町長（土谷耕治君）〔登壇〕 大江議員の御質問にお答えをいたします。

初めに、TPP問題について、食料主権に

ついてであります。食料は人々の命に直結する最も基本的な必需材であり、国民に安全な食料を安定的に確保することは、国家としての責務であると考えます。また、食料確保は、軍事、エネルギーと並ぶ国家存立の重要な3本柱であり、食料は、戦略物資だというのが世界の常識であります。

新たな食料・農業・農村基本計画では、食料・農業・農村政策を日本の国家戦略の一つとして位置づけ、食料の安定供給を将来にわたって確保することが、国家の最も基本的な責務であり、国民全体で農業・農村を支える社会を目指すとして宣言されたところであり、平成32年度の食料自給率目標を、現在の40%から50%まで引き上げ、EPA、FTAについては、食の安全・安定供給、食料自給率の向上、国内農業・農村の振興等を損なうことは行わないことを基本に取り組むとされました。

国家の最も基本的な責務として掲げられた50%の目標が、なぜ1年もたたないうちに14%まで引き下げてよいということになるのだろうか。食料自給率を上げる意味は何か、みずからの食べ物を将来的にどう確保していくかということについて、政府に考え直してもらう必要があると考えております。

国の農業支援策の拡充についてであります。2010年11月に政府が決定した包括的経済連携に関する基本方針は、高いレベルの経済連携の推進と、我が国の食料自給率の向上や国内農業・農村の振興とを両立させるための基本方針を、2011年6月をめどに決定することとしています。TPP問題によって生じる日本の農業問題は、単に農業者にとっての問題だけではなく、関連産業や地域経済の影響、食料安全保障や農業の多面的機能の喪失など、国民すべての利害につながるものであります。

なお、関税や非関税措置の撤廃によって打撃を受けるのは、農業以外にも、金融、保険、医療、労働者の受け入れを含むサービス分野の開放も、決して容易に進んでいかない

と考えます。農業に対する手厚い支援には、多額の財政措置が必要となり、国民の理解を得なければなりませんし、準備不足のまま例外を認めない全面開放のTPPに慌てて参加せず、長期的な国家戦略に基づいて、国家全体としての特質を総合的に評価し、十分に時間をかけた冷静な国民的な議論が必要であると考えます。

農林業の多面的価値についてであります。森林、林業は、土砂の流出や表層崩壊を防止する機能や洪水や渇水を緩和する機能、水質を浄化する機能、多様な動植物の生息の場、二酸化炭素を吸収し固定する機能など、さまざまな機能を持っております。このような機能を利用して、北海道企業の森林、北海道洞爺湖サミットの森、未来への森林づくり事業などを進め、企業や都市の人たちから排出される二酸化炭素の固定化を進めています。農業、森林の持つ多面的機能は、地球環境及び地球の保全、豊かな人間生活にとって、今後ますます大きな意味を持つと考えられます。小さな町の小さな取り組みが地球環境を守るといふ、大きな貢献をしていることに自信を持ち、農村地域の必要性をしっかりとアピールしていきたいと考えております。

農業以外への影響についてであります。TPPは農産物の市場開放だけではなく、金融、サービスなど非関税分野の規制、制度改革を含む、国の形を変えかねない協定であり、例外なき関税撤廃が原則となっております。町としても、ポスターの作成や各決起集会への参加など、反対運動に取り組んでいるほか、TPP参加がもたらす影響を広く町民に理解してもらい、関係機関が一丸となって行動に取り組むための9団体が構成員となって、美幌町TPPを考える連絡会議を設置し、3月3日にはTPPを考える町民セミナーを開催したところであります。

今後も連絡会議を中心に、政府の状況を見ながら情報収集を行い、関係機関との連携を密にして、町民に情報を発信し、効果ある取り組みを展開していきたいと考えております

ので、よろしく願いをいたしたいと思ひます。

次に、二元代表制について、地方自治体の二元代表制度についての町長の認識についてであります。

地方自治体は、執行機関の長と議事機関である議会の議員を、それぞれ住民が直接選挙で選出する二元代表制をとっております。長、議会がともに住民を代表するところがあり、執行機関と議会は独立、対等の関係に立ち、相互牽制、抑制と均衡によって緊張関係を保ちながら、協力して自治体運営に当たる責任を有しております。

自治体の政策決定に当たっては、議会という開かれた場において、その論議の過程を明らかにすることによって、住民からの理解を得られる適切な結論、選択を導き出すことが必要であると考えております。

次に、政務調査費の予算計上については、平成23年第1回美幌町議会臨時会において、美幌町議会の政務調査費の交付に関する条例を議員提案により議決され、平成23年5月1日から適用されるところでありますが、議決後の町民との対話の中には厳しい御意見もあるところでございます。

条例が施行されておりますので、予算計上しなければならないことは十分に理解しておりますが、予算を提案するに当たり、町長としての説明責任があり、数多くの町民の皆さんの御意見を聞いた中で、適切な時期に判断いたしたいと考えておりますので、御理解いただきたいと存じます。

次に、子宮頸がん等予防ワクチン問題について、接種対象の拡大についてであります。美幌町では、子宮頸がん予防ワクチンを含め、3種のワクチン接種を全額公費負担とし、平成23年1月14日から接種を開始したところであります。本ワクチン接種については、昨年11月26日、国において子宮頸がん等ワクチン接種緊急促進臨時特別交付金が予算化され、子宮頸がんワクチン接種の対象者については、国が示したワクチン接種緊急

急促進事業実施要領の中で、13歳から16歳となる日に属する年度の末日までの間にある女性が対象となったところであります。

御質問のありました、高校2年生以上にも公費負担の拡充につきましては、現状では国が示した基準に基づき事業を進めていく考えでありますので、御理解を願いたいと存じます。

次に、御質問のありました、平成24年度以降も制度を継続してはについてであります。本事業は、特別交付金によって、平成22年、23年の2カ年で助成事業が行われます。24年度以降は、現在未定であります。厚生科学審議会予防接種部会において、3種類のワクチンを予防接種法における定期接種に位置づけることを想定した対応を検討すべきであるとの意見書が、昨年10月6日付で提出されております。また、厚生労働省も、将来の定期接種化に向けた準備事業と位置づけ、法定化されたときにスムーズに接種を実施できるよう、市町村で積極的に取り組んでほしいとの考えにあります。

町としても、3種類のワクチンを予防接種法の定期接種に位置づけられるよう、機会をとらえて要望してまいりたいと考えております。

以上、御答弁をさせていただきました。よろしく願いをいたしたいと思ひます。

○議長（小林 勲君） 7番大江さん。

○7番（大江道男君） 最初に、TPPから再質問をさせていただきたいと思ひます。

日本のマスコミを見ていますと、そろって大手新聞は全社、NHKも含めて、TPPはあたかも日本の国益になると、こういう論調で一色になっています。私は、戦前戦中の大本営発表をマスコミが発表しているのかと、そういう思いであります。

昨今、日本の常識は世界の非常識と、このように言われることがたびたびございますが、こと食料に関して言えば、まさに非常識の最たるものではないかというふうに思っております。先ほど引用いたしましたのは、2

008年6月の国連人権委員会の勧告です。これは、世界で10億人に達しようとしている飢餓を救済するために、各国政府は何をすべきなのかということです。世界の食料は不足しているというのが実態であります。

ことし1月10日前後、イギリスのある新聞だったと思いますが、2008年、七、八月ごろの世界の穀物と食料の指数が人類史上最高になったと、高騰していると。このときに、先進国の中で、食料自給率40%しかない日本に対して、責任を持って食料を増産しろと、こういう論調が出ましたが、まさにそのとおりだと思います。今、2008年に続いて、2009年11月に、FAO、これは国連食糧農業機関です。FAOの世界食料安全保障、サミット宣言というのが出ておりますが、この中でも2015年までに飢餓と栄養不足に苦しむ人口の割合と数をそれぞれ半減する、この目標達成のために、各国地域、世界的に緊急行動をとれと、このようになっている。これが世界の常識だと私は思う。そのときに、今でも40%しかないこの国の食料を輸入に頼ったらどうだと。言葉が荒いですが、すけれども、ばかも休み休み言ったらどうかと、こういう思いでいます。しかも、マスコミは、世界の常識に反して、それが国益だと、美幌町も農業が一切なくてトヨタの城下町なら、少しは輸出産業振興のためにということで、それに同調するのかもしれませんが、すけれども、しかし、事は国民の食料を安定的に責任を持って供給しなければならない、各国政府に対して国連機関がそのように言っている、このことが全然報道もされないし、あたかも開国だと言っていることに対して、やはり基幹産業は農業なのだと、これしか私たちの町は発展のしようがない。その町から、とんでもないのだと、国策としてきちんと食料は主権に属することだから譲ることはできないということを、声を大にして発信をしていただきたいというふうに思いますが、再度、御見解を求めたいと思います。

○議長（小林 勲君） 町長。

○町長（土谷耕治君） 表現は違うと思いますがすけれども、全く考え方は同じでありまして、私は、現政権であろうが、その前の政権であろうが、この地域の基幹産業は農業であると、それが成長するか衰退するかによって、地域全体が大きな存亡の危機にあるかないかという判断になるということで、日本の食料の、特にこの北海道における、あるいは道東の畑作地域が国家的な役割を果たしているという位置づけをしっかりと、北海道の農業は大事だ、そして日本の農業は大事だということを、しっかりとした骨太の方針を強いメッセージで、時の政権は揺るぎないものとして、メッセージとして流すべきだし、それに基づく政策をしっかりとすべきだと、これはまさに、軍事、エネルギー、食料、これの安全保障だと、そんなふうに考えております。

○議長（小林 勲君） 7番大江さん。

○7番（大江道男君） 食料主権というのは、私が勝手に使っている言葉ではないのです。国連の人権委員会でも、その他の場所でも食料は主権だと。そして、これはあり余っている国が言っているのでもないのです。戦略物資として扱われ、飢餓に苦しめられている国々が、食料は主権だと、譲られない、他の貿易の品物と、これは同列には置けないということでもあります。

それで、第1回目の私の質問のときに数字を読み上げました。なかなか耳で聞いただけではわからないというのが人間の本性なので、議運の委員長に許可をいただきまして表にいたしました。

例えば、GDPに占める農林水産業生産額の比率が、この黄色が日本です。こちらのほう、日本より小さい国は幾らでもある。その隣は、EU27カ国です。どこもオーストラリア以外は2%に達していないのです。ですから、インターネットで各国のGDPを開きますと、1%の1という数字しか農林水産業については出てこない。にもかかわらず、マスコミはこれを一切無視しているのです。こ

の0.8%しかないイギリスは、現在、自給率71%、無視はしていません。ドイツ0.8%しかない、握りつぶしてしまえという国の政策はとられていません。自給率97%です。スイス1.1%、自給率68%、この程度しかないのだからつぶしてもいいというような国は、世界を探して日本しかないだろうと思います。このことを、やはりはっきりと主張するべきだと思っています。これは、鈴木教授がどこかの場所で講演されたやつを、たまたまグラフにさせていただいたのですが、そういうものです。

もう一つ、どなたもマスコミ報道だけを見ていると、聞いていると、日本の農家は過保護だという印象が非常に強いです。私が1回や2回や3回、街頭で叫んだところで、全然耳に、目に焼きついていただけないので、今、こういうものを使って懇談会などで家庭に持ち込んでいるのです。

日本、赤印です。農業所得に占める政府が払っている金、15.7%。一方、上はイギリスです。先ほど申し上げましたが、95.2%とかスイス94.5%、スイスは山岳酪農で知られておりまして、日本よりなお一層厳しいです。だからこそ、国が支援策をとっている。フランスは100%、自給率を超えている国です。ここで90.2%、農家の懐に入るお金の9割は政府が出している、こういう状況なのです。アメリカでさえ、小麦は62.4%は政府が出しているのです。米の58.2%は政府が出している。規模の問題は出されますけれども、幾らでも安く輸出することができる。米の値段、小麦の値段で採算が合わなくなると、政府が面倒を見てくれるわけですから、規模の問題以外の話だ。こうやって見ていくと、国家戦略が見えてくるのではないですか。

食料は、国家戦略物資です。そのときに輸入に頼ればいい。こんな政府を持っていたら、日本人は飢えて倒れてしまいます。私たちの町がなくなるだけではなくて、全国民が塗炭の苦しみを味わうことになる時代に入っ

ているということで、あえて目に見えるようにいたしました。何ぼ私が話をしても、だれも信用してくれない。それで、あえてこういうものをつくりました。これは、ぜひ町も、言葉ではなかなかわかっていただけない時代なので、目に見える形でというふうに思います。

私の持っている時間が限られていますので、このことについては次のものとあわせて町長から御発言いただければと思います。

実は、農林業の多面的価値についてということで、これも輸入すれば食料はいいのではないかと消費者は考えておられるので、あるいは、輸出産業はそのように言っておられるので、このことについて、もう少し町長から御発言いただければと思います。

実は、農林業の多面的機能の貨幣評価というのは、日本学術会議が平成13年11月に農林省に対して答申で出しています。そこで、私、試算をしてみました。農業は国全体で8兆円、森林は70兆円だということで、美幌町の農地面積が約1万ヘクタール、全国467万ヘクタールなので、割り返して8兆円を掛けましたら、171億円が美幌町の農業の多面的な機能として、国民が利益を受けているので、本来、国の財政、あるいは、どなたかから負担してもらいたいものなのです。美幌町の年間の農業生産額は100億円、117億円とかありますけれども、大体100億円前後、そうすると1.5倍のものが、これはだれもお金を払って来ていないです。役目を果たしているが、だれもお金を払わない。払わないで外国から買った方がいいのではないかと、このように言っておられるわけです。林業、これは70兆円ですが、美幌町の森林面積に2万7,000ヘクタールなので、2,512万ヘクタールで割り返していきますと、国有林なども入れると、1年間に752億円、美幌町の森林が貢献しているというふうになります。国と国有林は除いて、町も含めた民有林面積でどれだけお金を払ってもらえるかと計算いたしましたら、1万

3,000ヘクタールなので362億円、毎年貢献している。しかし、市場原理だと言うけれども、だれがこの金を払っているのですか。私は、大都市部に住んでいる人、他産業のトヨタ、輸出産業などの企業に対して、この金一体だれが払うの、だれが役目を果たしているのということを言わない限り、数字を突きつけない限りおわかりいただけないというふうに思うので計算をいたしました。

美幌町の年間の林業生産額は、多分、数億円だろうと思うので、50倍から100倍の多面的な機能を、美幌町の民有林だけで果たしている。そういうことをいよいよ言わないと、奥ゆかしく役目を果たしているのをおわかりいただけませんかと言っているだけでは、もはやだめだと。なぜならば、6月にも決めるかもしれないと、こういう状況で、この数字をお示しいたしましたが、町長いかがでしょうか。黙ってれば、私たちが乗っているこの美幌丸が沈没させられるという状況なので、より影響力の強い町長がどんどん発信していただければと思うのですが、いかがでしょうか。

○議長（小林 勲君） 町長。

○町長（土谷耕治君） 前段、グラフを使って、GDPに占める農業GDPの割合、これは私も同じ認識で、書物を見たらそのようになっているようであります。そして、この農業のGDPと国内のGDPの動きが同一で動いていくというようなことも分析としては出てきているということでは、日本の農業も産業の中の一つであるという証ではないかなと思っております。ですから、輸出産業も守るけれども、農業もしっかり守るということが、国家としての役割ではないかなと、そんな思いを今聞いていて思いました。

それと、農業所得に対する国の補助金の割合、始めて見ましたけれども、品目横断的な所得保障から始まって、今は戸別所得保障に変わって、非常に私ども期待をしておりましたけれども、一方で、農業基盤整備にかかる予算が63%も落とされたということで、本

当にそういった意味では、ただ予算をこっちからこっちに動かしたということと受けとられかねない、そんな心配もしております、1回目の答弁をさせていただいたように、骨太の、農業を守るということをしかりとやっていただくということ、地方から声を上げていくということは同感でございます。

それから、農業の、あるいは林業の公益的機能の貨幣的な価値ということですが、多分、大江議員、林業の部分はけたが違うのではないかなと思いますけれども、76億円と180億円ぐらいだと思いますけれども、1,800億円はないと思いますよ、林業の公益的機能は。それは後からつけ足しさせていただきます。

公益的機能の8億円だとか70億円というのは、多分、代替法というやつで、要するに、水田だとか畑がなくなったときに、ダムをつくらなければいけない、その価格を積み上げていった数字だと思います。これに、さらに加えるとすると、人が生きていく上での環境であるとか、いやしであるとか、心の豊かさだとか、こういうことは全く貨幣に換算されていないということでもありますから、たまたま水田にかわるものはダムだという発想だけで積算してきたものだと思いますので、それ以上、まだまだ大きい公益的機能は確かにあると思います。

そういったことで、我が町においても、実は今、森林については、カーボンオフセットだとかJ-verで、排出権取引まで行っていませんけれども、具体的に企業からお金をもらって植林をするということで、我が町においても1,400万円ぐらいお金を得ているということでもありますので、もうちょっと先に進めば貨幣価値として、CO₂の吸収、あるいはオフセットの公益的機能も、しっかりと換算されるのではないかなと、そんなふうに思っております。

○議長（小林 勲君） 7番大江さん。

○7番（大江道男君） 全然時間がなくなってきましたので、実は、農業も含めて24分

野の全面開放を求められているという意味で、これは最後にしたいと思うのですが、それと、1.5%の農林水産のGDPに占める割合ですが、食品加工を入れるとGDP比、18%から20%程度にも上って、輸出産業に匹敵するよということも、また反論材料としてはあるのだろうというように思いますが、もう一つ、これは事実でありますので、関税以外にも非関税障壁も撤廃しろということで、時間があれば全部御紹介したいのですが、三、四点だけ。

例えば、これは去年のアメリカ通商代表部の日本に対する要求です。衛生植物検疫措置に関する報告書の中で、BSE対策で、日本の月齢制限など、この規制を撤廃しろと、ポストハーベストの食品添加物の表示をやめろと、有機農産物の殺虫剤、除草剤の残留を認めろと、冷凍フライドポテトへの大腸菌付着を認めろと、こうやって要求がされてきていると。これらも含めて、今申し上げたのは、24分野の中のたった1分野です。全分野がどんな影響があるのかということについては、公共事業へ外国事業が参入したら、美幌の地元の業者はどうなるのだと。公的医療保険制度を廃止して、民間の医療保険に入るべきだと、国がそういうことをやっているのが問題なのだ、この開放を迫られていることなども含めて、これは日本を開くのではなくて、国を開くのではなくて、壊す開国のTPPだというふうに思います。

この点、申し上げて、時間があと15分しかありませんので、二元代表制について再質問したいと思います。

実は現在、今から12年前の平成12年に地方分権改革がされました。それで、市町村は国の出先機関とも言われていました。半分が機関委任事務、国が決めて、議会も行政もそのとおりにしか動けない、ほかの判断は一切する必要はないと、これが市町村事務事業の2分の1を占めていたというのは、どなたも疑問のない話です。これが、基本的な自治事務になって、全部自分たちの頭で考えろ

と、国は通達も遠慮をすると、基本的には出さないというふうになりました。結果として、行政、議会、町長の所管されているものも、議会が背負っているものも、自治事務ということで守備範囲が2倍に拡大したというのが基本の認識であります。町長、この点についてはいかがでしょう。

○議長（小林 勲君） 町長。

○町長（土谷耕治君） まず最初に、TPPの問題で開国というお話がありましたけれども、一つのデータとして、農林金融庁というのですか、ここの研究員の方が言っておられますけれども、では、果たして日本は鎖国しているのかということでもありますけれども、そうではなくて、例えばマスコミで取り上げられているのは、米が77.8%関税をかけていると、あるいは、でん粉が56.3%関税をかけている。ただ、こういうところだけとらえて言うと、非常に日本は鎖国状態にあるというような姿が、イメージとして焼きつきましても、決してそうではなくて、一方のデータとして、2009年の平均実効関税率というものを見ますと、全商品で言うと日本は4.9%、EUで5.3%、韓国は12.1%の関税をかけているということでもあります。そして、農産品で言うと、日本が21%、韓国は48.6%、EUが13.5%です。非農産品で言うと、日本が2.5%、そしてアメリカが3.3%、そしてEUが4.0%、韓国が6.6%ということですから、決して日本は鎖国をしているわけではないと、今でも十分に開いている。それを開国ということは、多分、具体的に政権面は別として、日本の国を、多分、市場原理の中にずっぽりはめて、かつ国際分業論という論法があるそうですけれども、そういった中で自由貿易を偏重させていくという中で、日本の農業をその環境の中に入れてしまうということですから、極めて危険なことだと、決して鎖国はしていないという点で、多分、大江議員も一緒の考え方だと思いますので、そういった意味で、決して鎖国しているわけではないの

で、今、開国している、そしてさらに開国すると、日本の農業が壊滅的なダメージを受けると。何の手だてもせずに開国、開国と言っているには乗っていけないということであります。

それから、二元代表制のお話でありますけれども、これは現体制がそのようになっているということで、1回目の答弁をさせていただきました。思いはそのとおりであります。二元代表制の中で極めて重要なのは、お互いそれぞれ、例えば私は予算提案権を持っておりますし、議会の皆さんは表決に基づく議決権を持っておられるということでありますので、お互いに権限・権能について尊重し合っていて、そこをしっかりと、こういった場面で論議していくというのが二元代表制度のいいところでもあると思いますし、そういった制度の本音といいますか、基本的なところだと、そんなふうに認識をしております。

○議長（小林 勲君） 7番大江さん。

○7番（大江道男君） あと10分しかありませんので、はしょって質問したいと思いません。

実は、地方分権改革によって、行政も議会も置かれた環境については、ほとんど理解されていません。多分、審議会も一切議論されていないというふうに私は推測をいたします。会議録を見た限りにおいて、一行も一言もないわけですから。

そこで、これも時間がないので、言葉にしないで表にいたしました。政務調査費を知っていただくために、その前段の報酬について御理解いただくために、今これを町民の中に持ち込んでお話をさせて、御意見も伺っています。これは平成9年です、議会についてです。分権前だったので、半分は機関委任事務、機関委任事務を除くと仕事量が見えてきます。そのときの議員数は22名です。平成12年に機関委任事務が廃止され、通達行政もないと。そのことによって、仕事量が倍になります。これはモデルですので、美幌町がというふうに一々調べたわけではないのです

が、理念です。その仕事量は、現在、全く変わっていません。そして、議員数が14名です。それを、議員一人当たりでいったらどうなる、平成9年を1とすれば、一人の議員が持っている量は3倍にふえているのです。定数は減っていますから、仕事は倍になり。では、美幌も予算は減っているだろうと、確かに減っています。平成9年を全部100としますと、全会計は約1割強減りました。人件費も約2割減りました。確かに減っています。議員報酬、これは現在、据え置きにしましたので、4割減った状態にあったのです。それを約5割削れというのが町長のお出しになった中身だった。

私は、町長についても、仕事量が2倍になっているのだから削る必要はないという判断をいたしました。政策的には15%削られています、平成9年度対比で。けれども、議員は4割既に減っている。それをさらに52%まで減らせという状況の中に、私は二元代表制の、今、議会が仕事が3倍になって責任もふえている。しかし、現在の議員報酬、据え置きで4割カットされている、総額で。そのときに、議会側の判断は、一人当たりの報酬額は、それは切れない。それで、総体でやっていこうということで、22名を現在の14名にしている。議会費、報酬がそういう状況になっている議会の機能をもっと削れということが背景にあるのだということは、こうやってみない限りわからないのです。私は、昨年2月1日も、こういう趣旨は申し上げたのですが、だれの耳にも頭にも残らないのです。それで、あえてこのことを前提にして、今、議員報酬61.33%まで議会全体としては下げたが、さらにこの中に、期末手当の中に勤勉手当というのは、それは選挙民が勤勉であるか怠惰であるかを定める、4年に一遍の選挙があるわけだから、自分たちとしては、これはなじまないから削ろうと、これを削った状態にいるのです。その上で、全国町村議長会が、分権後の地方議会は、よっぽど頑張らないといけないよという

ことで、何回か報告書を出されて、最終報告。この中で議会改革を求めて、このことを議会側としては一生懸命勉強したのです。その結果、何が必要かと、お酒を飲んでも食べてもいいという分野に入っている報酬を削って、美幌町のまちづくりのため、その調査研究のためにしか使ってはならないという縛りのある政務調査費をつけた。このことに対して予算をつけないというのは、私は現在の議会が置かれている、しかも、よっぽど頑張らないと、横一線に並んでいる全国の市町村から一歩前が出る、二歩前に出るということは、私は町長お一人ではできないと。だから、議会側も切磋琢磨して、非常に厳しいですよ。それだけの評価ができるかできないかというのをガラス張りにして、そして政務調査費をつけたことに対して、当初予算でつけられないというのは、私はいささか納得いかないという思いでいるのですが、いかがでしょう。

○議長（小林 勲君） 町長。

○町長（土谷耕治君） 報酬の話はちょっと置いておいて、今回、一般質問ということで、政務調査費のことだということで、条例提案をされて可決されたということでありますから、議員の皆さんは恐らく町民の皆さんの中に入って、表決権に対する説明責任をしっかりやって、理解を得られている、そういう努力もされていると、そんなふうには私、信じたいと思っておりますけれども、今度、私のほうに、予算編成権は町長の専決事項でありますから、予算編成をして、提案権は町長にあります。そこで、私は、提案するに当たっては、当然、町民の皆さんに向かって説明責任があるわけでありまして。したがって、説明責任を果たすためにも、みずからが住民の皆さんの意向がどうなのかを受けとめて判断して、責任ある判断をしなければいけないと、そんなふうには考えております。これこそ、まさにこの後、特別委員会の報告があると思っておりますけれども、住民主体のまちづくりの基本ではないかなと、そんなふうには思っ

ておりますので、ここはやはりないがしろにできないことだと、そんなふうには思っております。

一方、もとより、この判例事例を見ますと、適法に可決された条例、予算を伴う条例については、町長が予算措置を行わなければいけないという一定の判断があることは十分承知しております。その上で、条例が制定されたから、町長は自動的に予算を計上しなければいけないかということで、予算を計上することは、果たして住民の皆さんに説明責任を私は果たしていると、そういうふうには思えません。

条例可決後に多くの町民の皆さんと会う機会があり、この話が話題になります。極めて厳しい意見が圧倒的に多いという状況であります。むしろ、批判的な声を私は多く聞いているところでございます。4年間、私たちは任期を与えられておりますけれども、すべてが白紙委任されたわけではないと思っております。重要なところどころでは、やはり町民の皆さんの声を聞かなければいけないと、そんなふうには思っておりますし、また、この施行日が5月1日というところの説明も、私も反問権がありますので、大江議員にこの場でしっかりとお聞きしたいし、なぜ5月1日なのか、現議員さんがおられて、4月30日まで任期があるのに、なぜ次の体制に支給をすることを任せられたのか、その辺もわかっていただきたいと、教えていただきたいと。私は、今、住民の皆さんの声を聞いて、議会が適法の中で条例制定された、先ほど二元代表権のところでも言いましたけれども、お互いの権能を尊重しなければいけないところとの、極めて崖っぷちのところの判断をしなければいけないと思っておりますので、予算化するかどうかは、これはまた適切な時期にしっかりと判断していきたいと、そんなふうには思っております。

○議長（小林 勲君） 7番大江さん。

○7番（大江道男君） 反問権の場合に、闊達にやるべきだというふうには思っておりますので、

議長においては、ぜひ反問権が終了するまでの間の時間を延長していただければと思います。時間外は、労働者の場合1.25倍ということもありますので。

それで、なぜ平成23年5月1日かということについては、私どもの任期は4月30日までなので、新しいスタートに当たって、17期のスタートに当たって効力が発するよう5月1日にしたというのが中身であって、残任期の新年度、平成23年4月1日施行としなかったのは、それだけの話です。それと、報酬に対して批判があるというのは、私、十分わかっていますので、それがどういう状況にあるのかということ、多くの町民の皆さんに報酬と仕事との関係について、このことを全く除外すると、何をやっているのだということになってしまうので、あえて見えるようにした。議会も行政も、実は仕事量も責任も倍になっているのだよと、そういう意味で、私は前提、家でいえば、家の基礎はどうなっているということをはっきりさせた上で、責任を行使するにふさわしい予算上の措置があるだろうと。全国町村議長会も、そういう意味で、政務調査費については後ろ向きにならないで、ただし、縛りがありますから、どの予算でもそうです、目的外に使ったら、そんなことは許されないというのはわかっていますが、飲んだり食べたり遊んだりすることは一切許されないと。美幌町政の振興のためにしか使えない予算を計上した。そのことについては、私は一点の曇りもない。これは、今までもそうですし、これからもそういう形で説明していきたいというふうに思っております。

○議長（小林 勲君） 今、大江さんの場合は反問ということで、議長が許しました。

以上で、7番大江道男さんの一般質問を終わります。

これで、一般質問を終わります。

本日の会議は、これで延会いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小林 勲君） 異議なしと認めます。

したがって、本日はこれで延会することに決定しました。

◎延会宣告

○議長（小林 勲君） 本日は、これで延会いたします。

午後 5時14分 延会

◎延会の議決

○議長（小林 勲君） お諮りします。

美幌町議会議長

署名議員

署名議員